

令和8年度

通学路整備事業

通学路防犯灯設置工事

仕様書

施 工 場 所 東広島市河内町宇山ほか

仕 様 書

1 工 事 名 令和 8 年度

通学路整備事業 通学路防犯灯設置工事

2 設置場所 東広島市河内町宇山ほか

3 工事仕様 防犯灯設置箇所 82 箇所（設置箇所は別紙のとおり）

4 設置箇所 別紙広域図及び位置図参照

5 特記事項

（1）共通事項

ア 施工にあつては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版、及び一般社団法人日本電気協会発行の内線規程・配電規程を遵守する。

イ 施工計画書・施工要領を提出すること。

ウ 工事期間中の進入路、仮設に留意し、かつ、通行車両、通行人などへの安全確保は受注者にて万全を期すこと。交通誘導警備員は、専用柱施工箇所に計 10 人を見込んでいる。但し、現場条件の変更等により交通誘導警備員が必要となった場合及び人数変更が必要な場合には、事前に監督職員と協議を行ったうえで変更する。

エ 遅延なく、電力会社等への手続きを行うこと。契約後すぐに受電申請を行うこと。引込の詳細が判明し、必要に応じてその内容に合わせて協議の上施工する。また、道路使用許可等必要な申請許可を取得したうえで行うこと。

オ 現場着手日は書面により、監督職員の承認を得ること。

カ 工事完成時には、メーカー保証書、機器取扱い説明書を 2 部提出すること。

キ 防犯灯を設置する詳細位置については現地にて別途監督職員が指示する。

ク 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

①受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

②法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

ケ 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積）の最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

（名称）有限会社広剛産業福富残土処分場1

（所在地）〒739-2304

東広島市福富町上戸野大井出 1460-1

（運搬距離）9.8 km

コ 本工事は、週休 2 日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休 2 日適用工事実施要領（営繕工事）（最新版）」に従うこと。

（2）防犯灯設置工事

ア 防犯灯の設置高さは、既設柱、専用柱ともに地表面から 4.5m 以上とするが、設置できない場合は監督職員と協議を行うこと。

イ 市支給の防犯灯プレート（取付バンド含む）を地上 2m 程度のところに管理しやすいよう取付けること。

6 防犯灯仕様

（1）防犯灯は LED とし、電気料金区分 10VA 相当（LBF2RP-10 同等品以上）、自動点滅器内蔵品とする。

（2）その他詳細については、防犯灯設置断面詳細図を参照のこと。

特記仕様書

主任技術者又は監理技術者の配置等

1 主任技術者又は監理技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

(1) 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

(2) 工事用地等の確保が未完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

(4) 工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

2 主任技術者又は監理技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任技術者又は監理技術者の変更ができるものとする。

(1) 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

特 記 仕 様 書

＜現場代理人の常駐義務の緩和＞

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

＜現場代理人の兼務＞

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日以前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日以前の町の区域とする。

建設副産物の取り扱いに関する特記仕様書

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が 100 万円以上、または建設発生土の搬出が 500m³ 以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 7 項又は第 4 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という）第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けている。
 - (2) 当該行為が盛土規制法第 21 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

工事中情報共有システムに関する特記仕様書

1 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 契約締結後速やかに、事前チェックシートにより監督職員と協議を行い、情報共有システムの利用の可否の結果について、工事打合せ簿等により整理をすること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/kouji.jyouhoushisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。なお、情報共有システムを利用しない場合は、請負代金額の変更対象とする。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領（建築工事）」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3. 適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD 製図基準（国土交通省）」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4. 検査」は適用しない。
- 4) 検査は、監督職員と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。
- 6) 書類提出をシステム登録とするものについても、以下の場合は紙媒体での提出を一部ずつ求めるものとする。
 - ①施工体制台帳及び施工計画書。
 - ②図面等が A3 サイズで視認困難なもの。（目視により確認できるサイズにより、紙媒体での提出を求める。）

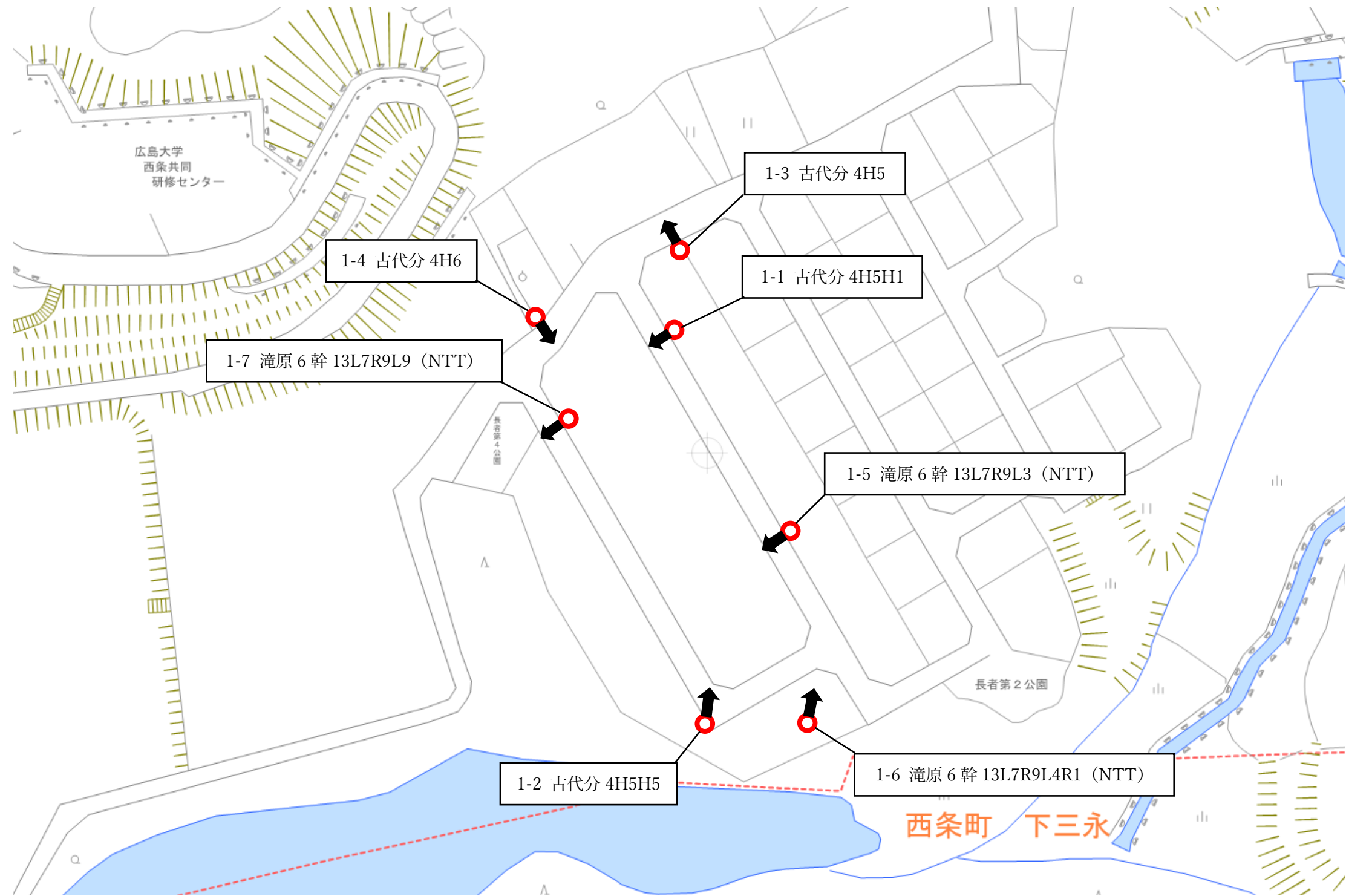
令和8年度通学路整備事業 防犯灯設置工事

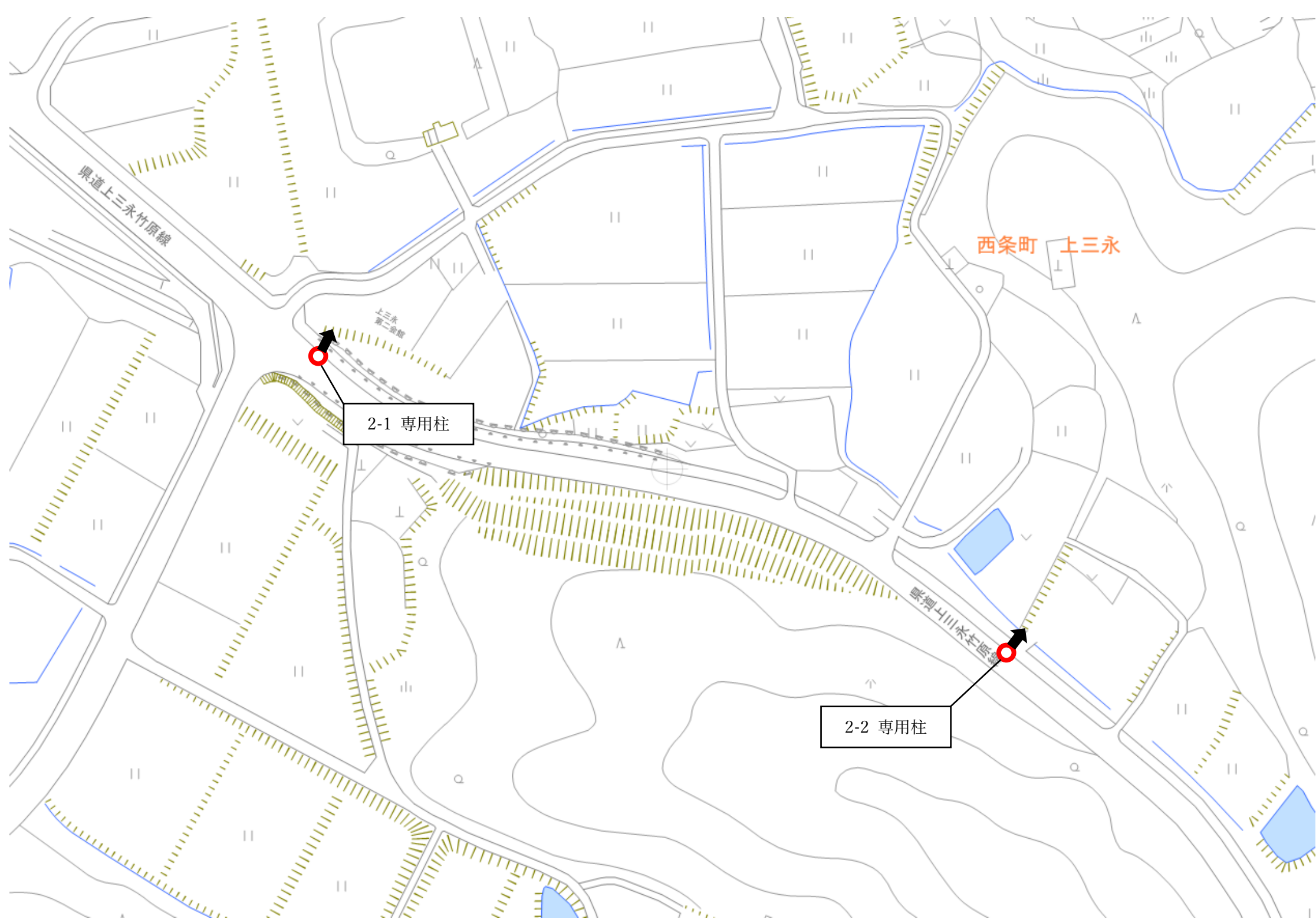
受付 番号	灯 番号	学校名	住所	防犯灯番号	専用柱	電柱番号		ルーバ対応	建柱 場所	備考
						中電	N T T			
1	1-1	御園宇小学校	西条町御園宇	西条-4064		古代分4H5H1				
	1-2			西条-4065		古代分4H5H5				
	1-3			西条-4066		古代分4H5				
	1-4			西条-4067		古代分4H6				
	1-5			西条-4068			滝原6幹13L7R9L3			
	1-6			西条-4069			滝原6幹13L7R9L4R1			
	1-7			西条-4070			滝原6幹13L7R9L9			
2	2-1	三永小学校	西条町上三永	西条-4071	○				アスファルト	9m
	2-2			西条-4072	○				アスファルト	9m
3	3-1	郷田小学校	西条町田口	西条-4073		田口支35M1				
	3-2			西条-4074		田口支35M3				
4	4-1	高屋西小学校	高屋町中島	高屋-2600		マツダ分5右2左1				
	4-2			高屋-2601		マツダ分5右2左1左2				
	4-3			高屋-2602		マツダ分5右2左4				
	4-4			高屋-2603		マツダ分5右3右3				
	4-5			高屋-2604		マツダ分5右3左1				
	4-6			高屋-2605		マツダ分5右3左3				
	4-7			高屋-2606		マツダ分5右4左4				
	4-8			高屋-2607		マツダ分5右5右1				
	4-9			高屋-2608		マツダ分5右5右3				
	4-10			高屋-2609		マツダ分5右5右4				
	4-11			高屋-2610		マツダ分5右5右5				
	4-12			高屋-2611		マツダ分5右8				
	4-13			高屋-2612		重兼支37左2				
	4-14		高屋町大畠	高屋-2613		栗本分28				
	4-15			高屋-2614		栗本分29				
5	5-1	高屋東小学校	高屋町白市	高屋-2615		三菱分32				
	5-2			高屋-2616		小谷幹3H11				
	5-3			高屋-2617	○				土	
6	6-1	高美が丘小学校	高屋町高屋堀	高屋-2618			東(二)幹13			
7	7-1	風早小学校	安芸津町風早	安芸津-2183		千拓支37右2				
	7-2			安芸津-2184			向条(一)幹4			
	7-3			安芸津-2185			向条(一)10			
	7-4			安芸津-2186		コマツカン67				
	7-5			安芸津-2187		コマツカン64				

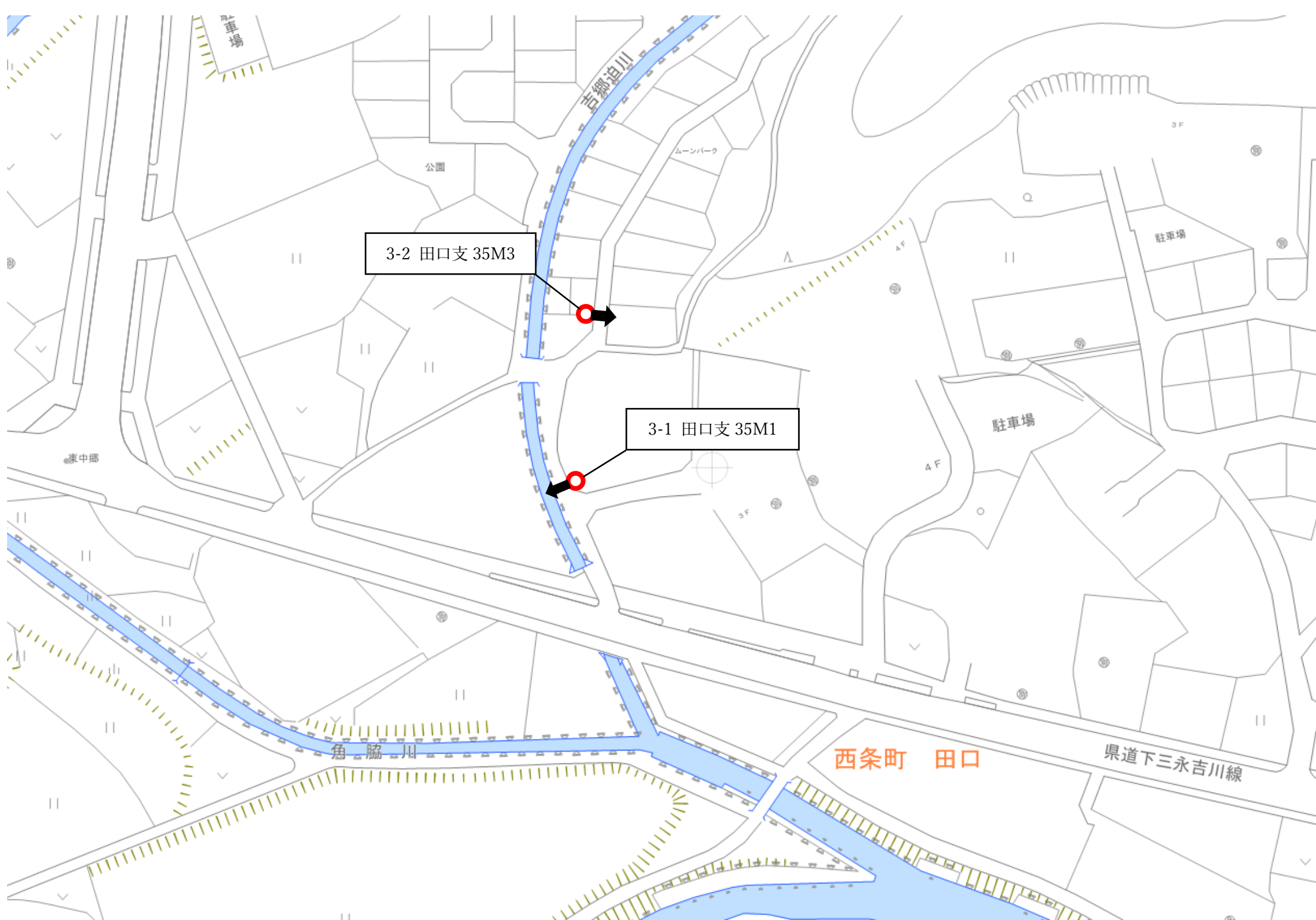
受付 番号	灯 番号	学校名	住所	防犯灯番号	専用柱	電柱番号		ルーバ対応	建柱 場所	備考
						中電	N T T			
8	8-1	吉川小学校	八本松町吉川	八本松-2574		吉川幹122				
	8-2			八本松-2575		吉川幹124				
	8-3			八本松-2576		吉川幹128				
	8-4			八本松-2577		吉川幹129右2左1				
	8-5			八本松-2578		吉川幹129右6右2				
	8-6			八本松-2579	○				土	
	8-7			八本松-2580		イチジヨウ分4				
	8-8			八本松-2581		イチシヨウ分6				
	8-9			八本松-2582		イチジヨウ分7左1				
	8-10			八本松-2583		イチジヨウ分7左3				
	8-11			八本松-2584		イチジヨウ分11				
	8-12			八本松-2585		イチジヨウ分14				
	8-13			八本松-2586		イチジヨウ分15左1				
	8-14			八本松-2587		イチジヨウ分18				
	8-15			八本松-2588		市条分4B2				
	8-16			八本松-2589		市条分4B5				
	8-17			八本松-2590		市条分12右1				
	8-18			八本松-2591		市条分15左2				
	8-19			八本松-2592		市条分16				
	8-20			八本松-2593		大竹支16				
	8-21			八本松-2594		大竹支16H3				
9	9-1	志和中小学校	志和町冠	志和-1234		シワコンクリート分38				
	9-2			志和-1235			入野(二)幹29L13			
	9-3			志和-1236		シワコンクリート分36				
	9-4			志和-1237		シワコンクリート分35				
	9-5			志和-1238		シワコンクリート分34				

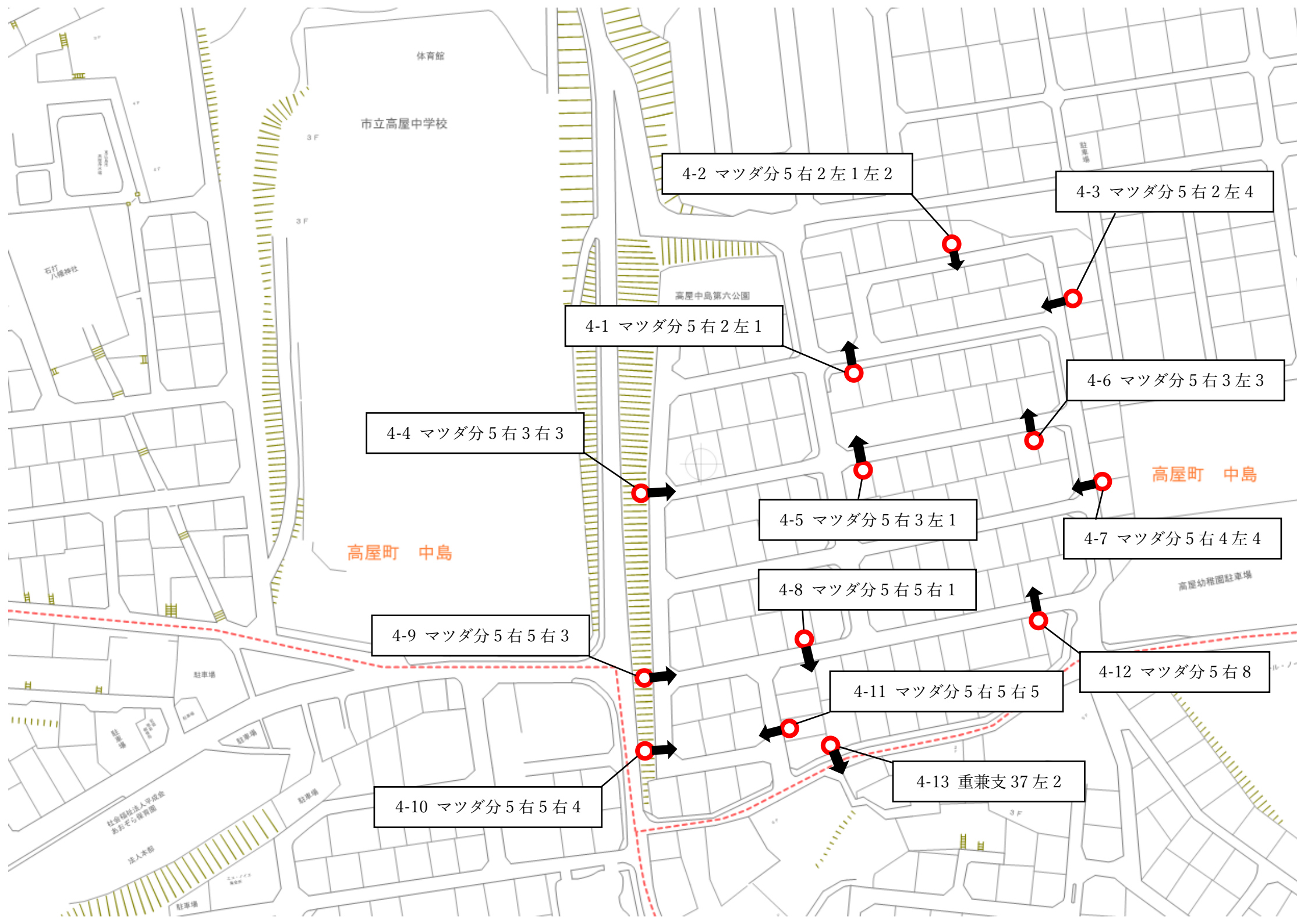
受付 番号	灯 番号	学校名	住所	防犯灯番号	専用柱	電柱番号		ルーバ対応	建柱 場所	備考
						中電	N T T			
10	10-1	高屋中学校	高屋町高屋東	高屋-2619	○				アスファルト	9m
	10-2		高屋町白市	高屋-2620	○				アスファルト	9m
	10-3		高屋町小谷	高屋-2621			小谷北5幹14			
	10-4			高屋-2622			小谷北6幹2			
	10-5			高屋-2623			小谷北6幹3			
	10-6			高屋-2624			小谷北(六)幹6			
	10-7			高屋-2625			小谷北(六)幹8			
	10-8			高屋-2626		大原支1				
	10-9			高屋-2627			小谷北(七)幹4			
	10-10			高屋-2628			小谷北(七)幹4D			
	10-11			高屋-2629			小谷北(七)幹9			
	10-12			高屋-2630			小谷北(七)幹10			
	10-13			高屋-2631			小谷北(七)幹11			
	10-14			高屋-2632			大原幹2			
	10-15			高屋-2633			大原幹4			
11	11-1	福富小中学校	福富町久芳	福富-2127	○				アスファルト	
12	12-1	河内中学校	河内町宇山	河内-1315		宇山支36左6				
	12-2			河内-1316	○				土	9m
	12-3			-	○				土	9m(中継柱)
	12-4			河内-1317	○				土	9m
13	13-1	八本松中学校	八本松町飯田	八本松-2595			西(一)幹6			
	13-2			八本松-2596		志和幹94				
				防犯灯設置82箇所	専用柱設置10箇所	既設柱（中電）添架53箇所	既設柱（NTT）添架20箇所	遮光ルーバー 設置0箇所		

令和8年度 通学路整備事業 防犯灯設置工事 位置図









4-2 マツダ分 5 右 2 左 1 左 2

4-3 マツダ分 5 右 2 左 4

4-1 マツダ分 5 右 2 左 1

4-4 マツダ分 5 右 3 右 3

4-6 マツダ分 5 右 3 左 3

高屋町 中島

高屋町 中島

4-5 マツダ分 5 右 3 左 1

4-7 マツダ分 5 右 4 左 4

4-8 マツダ分 5 右 5 右 1

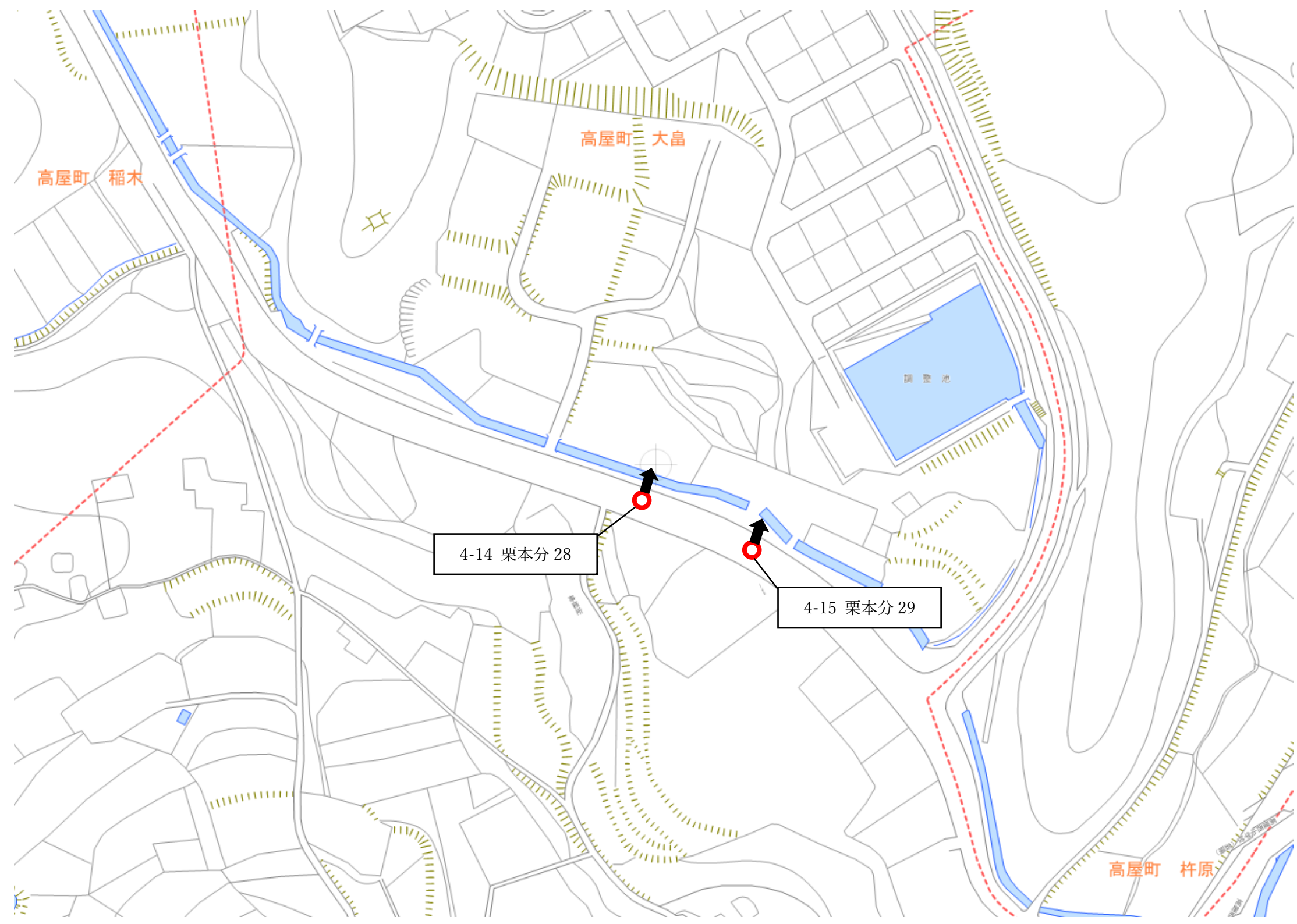
4-9 マツダ分 5 右 5 右 3

4-12 マツダ分 5 右 8

4-11 マツダ分 5 右 5 右 5

4-10 マツダ分 5 右 5 右 4

4-13 重兼支 37 左 2



高屋町 稲木

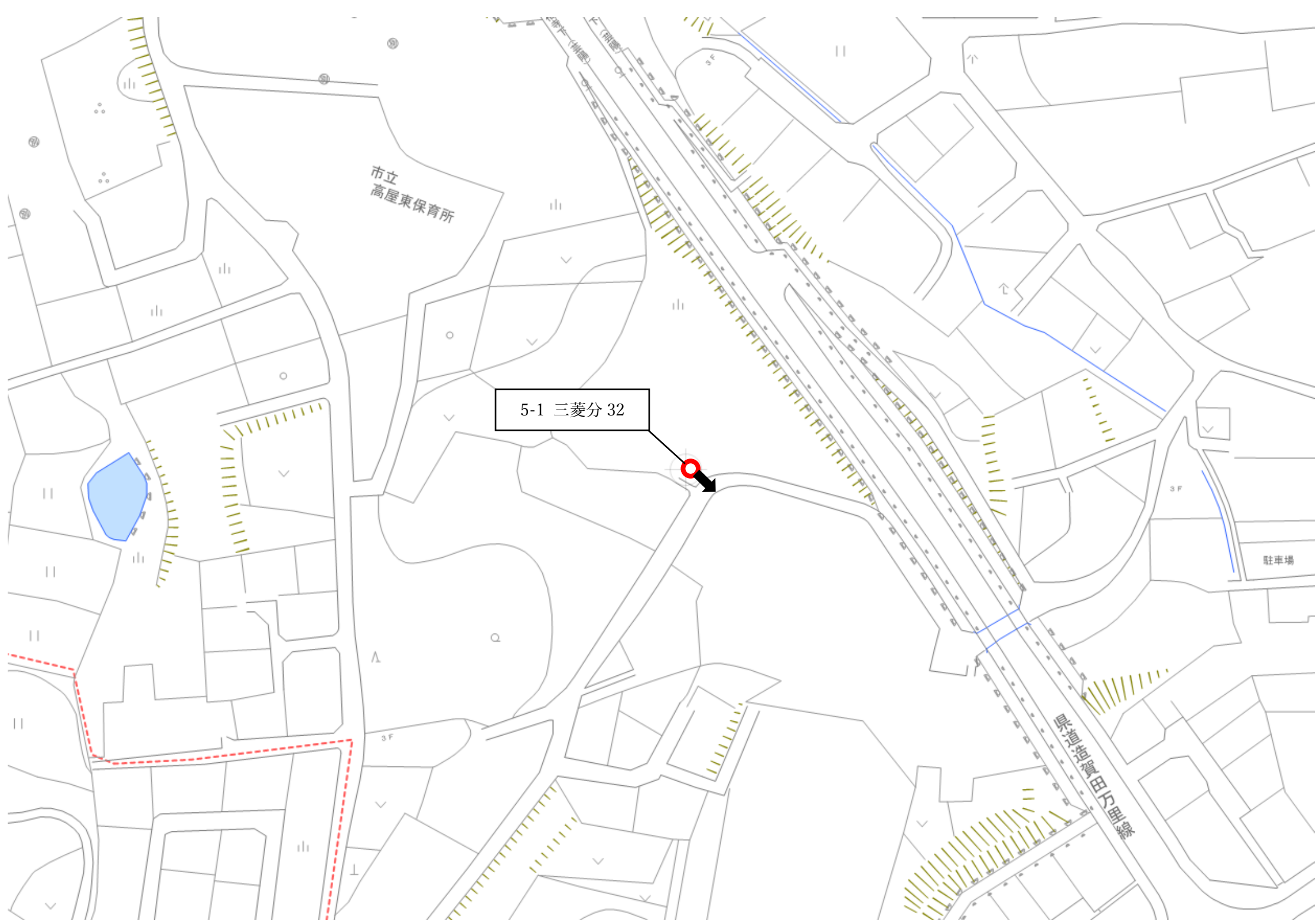
高屋町 大島

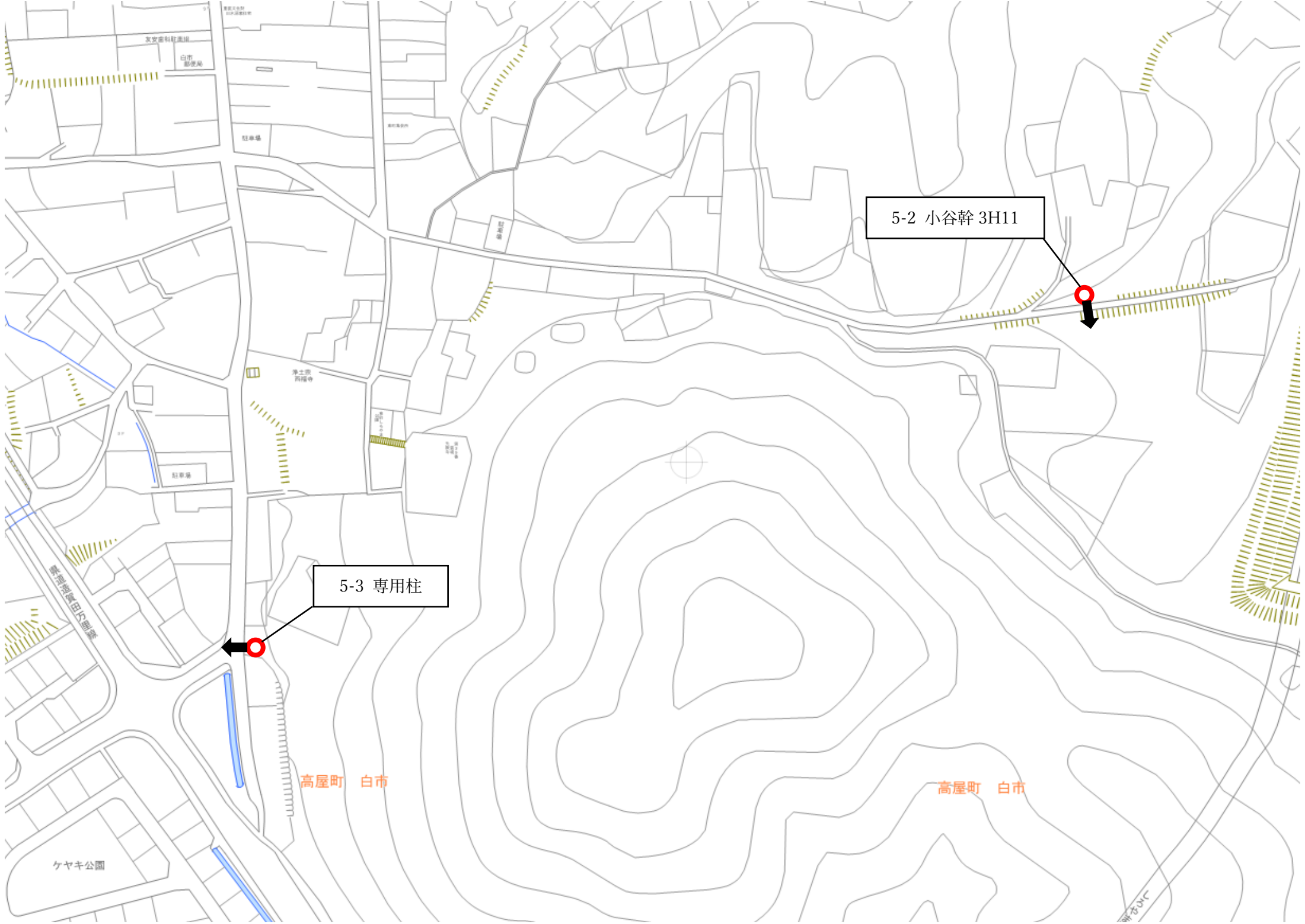
調整池

4-14 栗本分 28

4-15 栗本分 29

高屋町 杵原





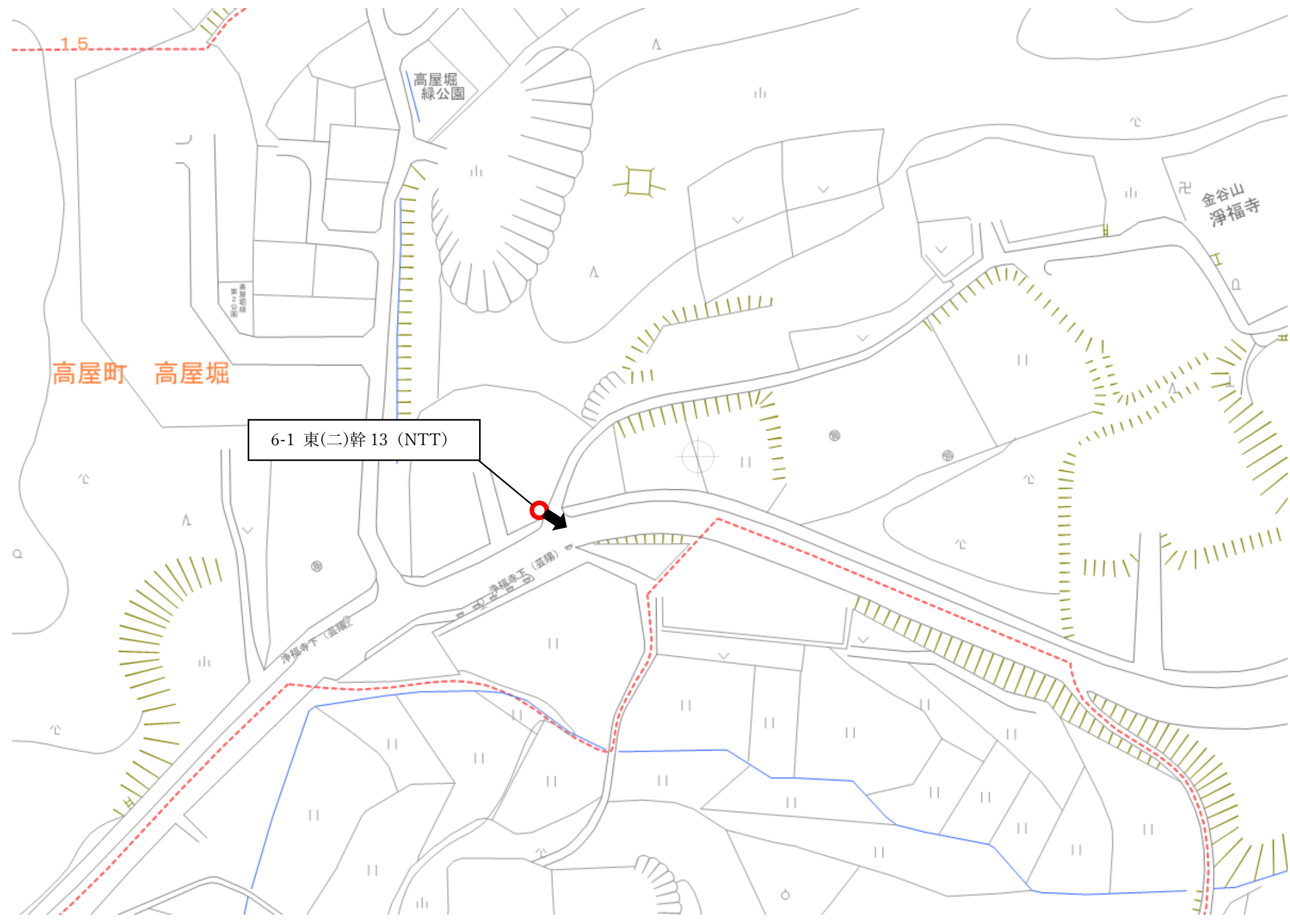
5-2 小谷幹 3H11

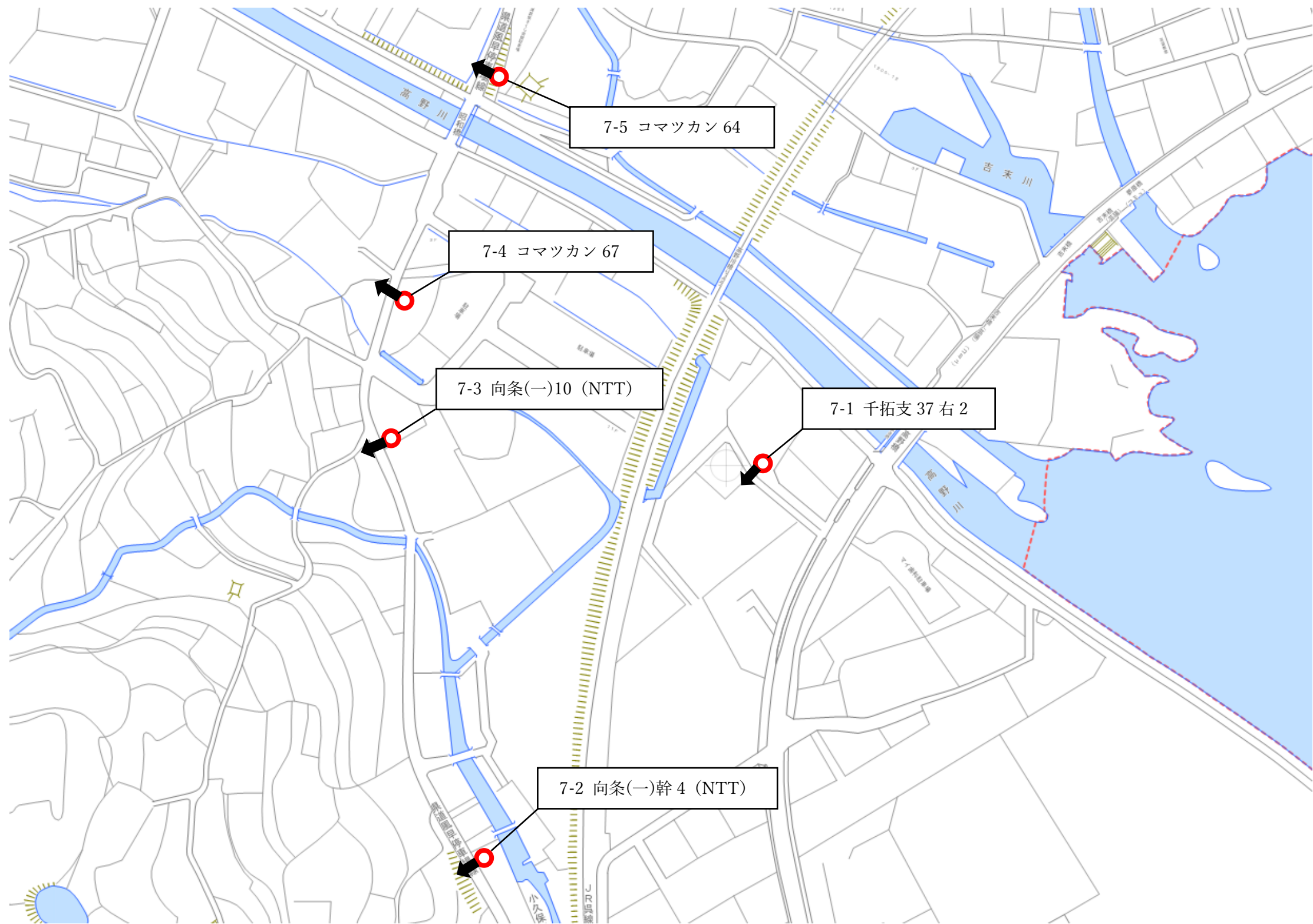
5-3 専用柱

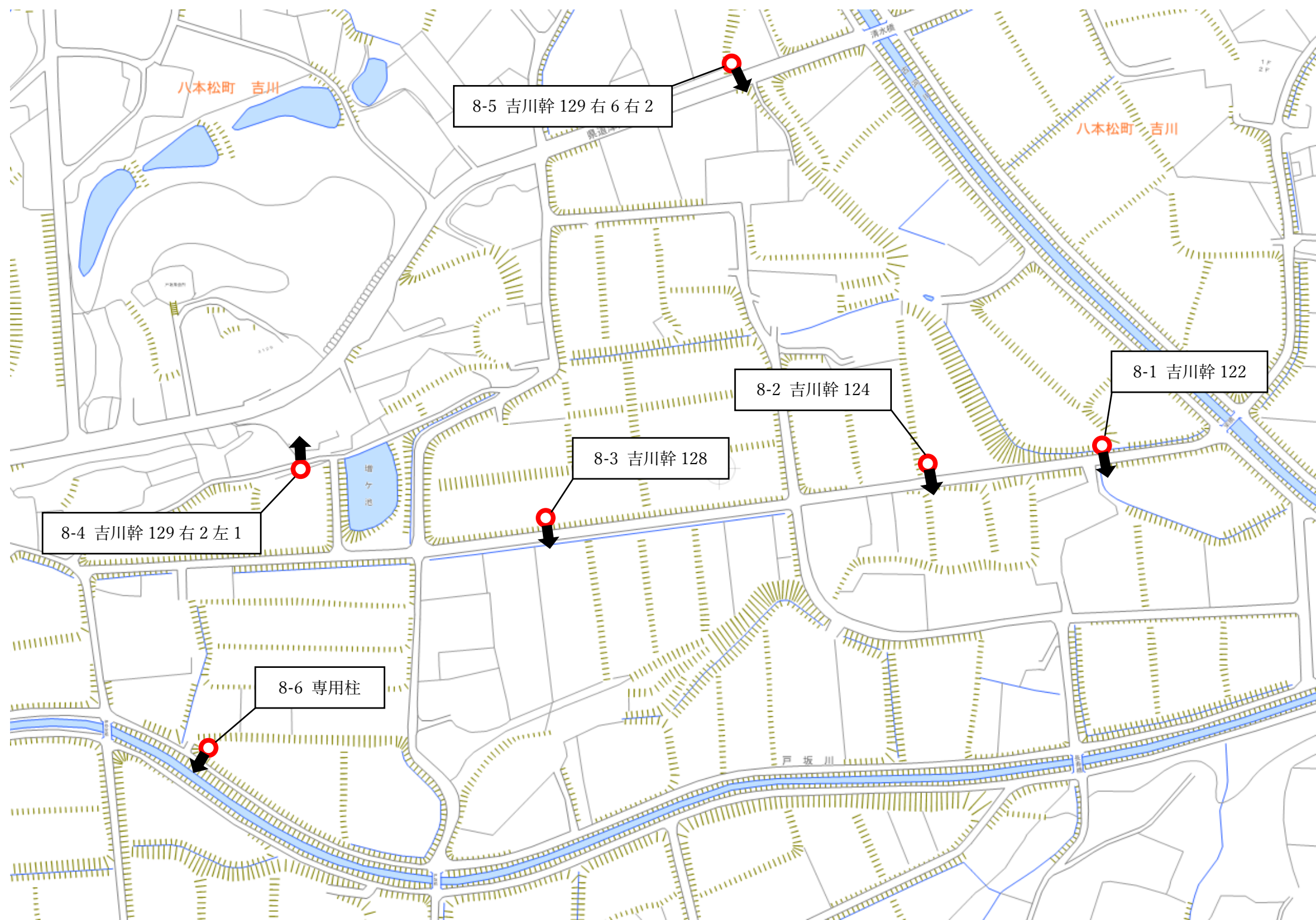
高屋町 白市

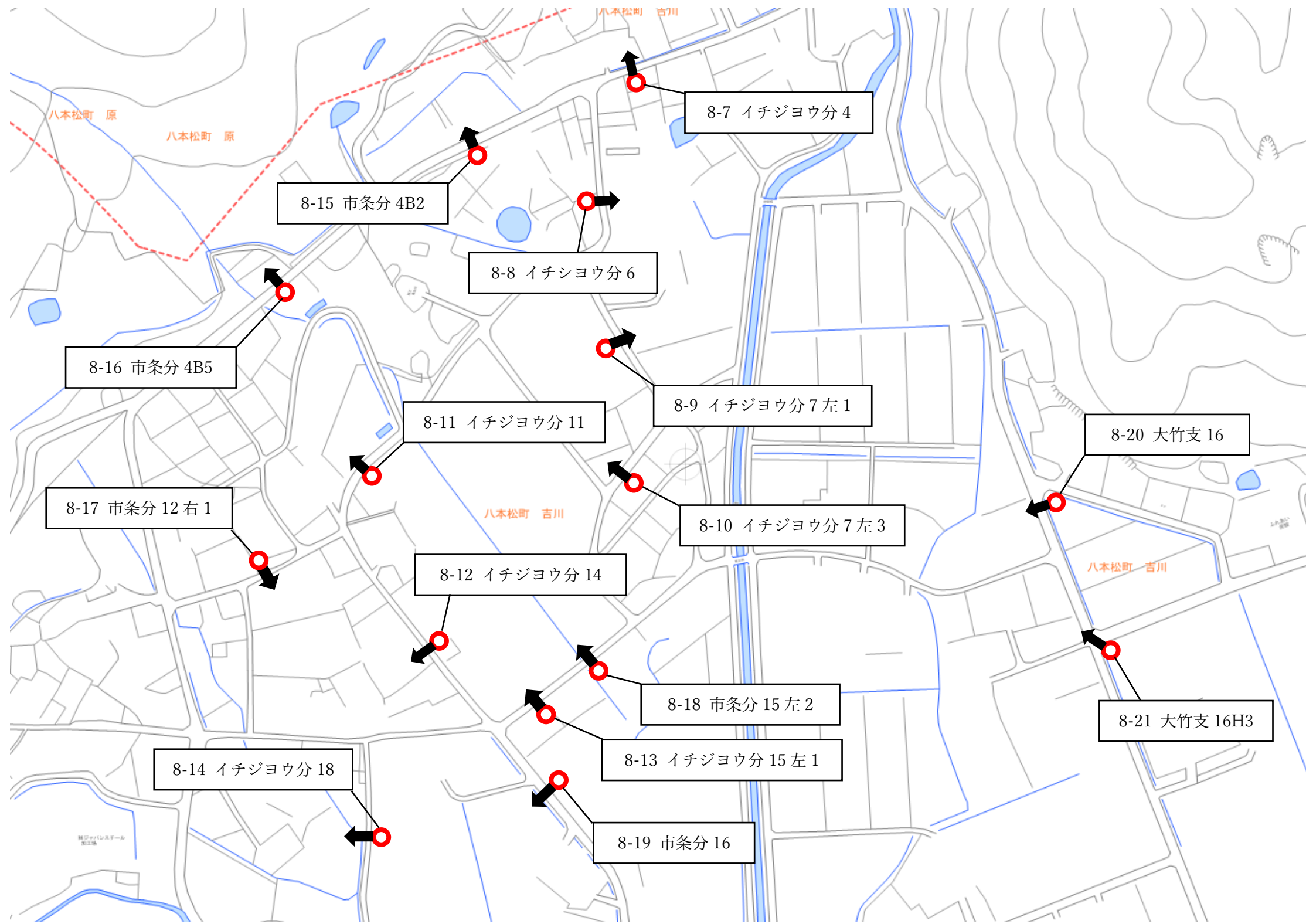
高屋町 白市

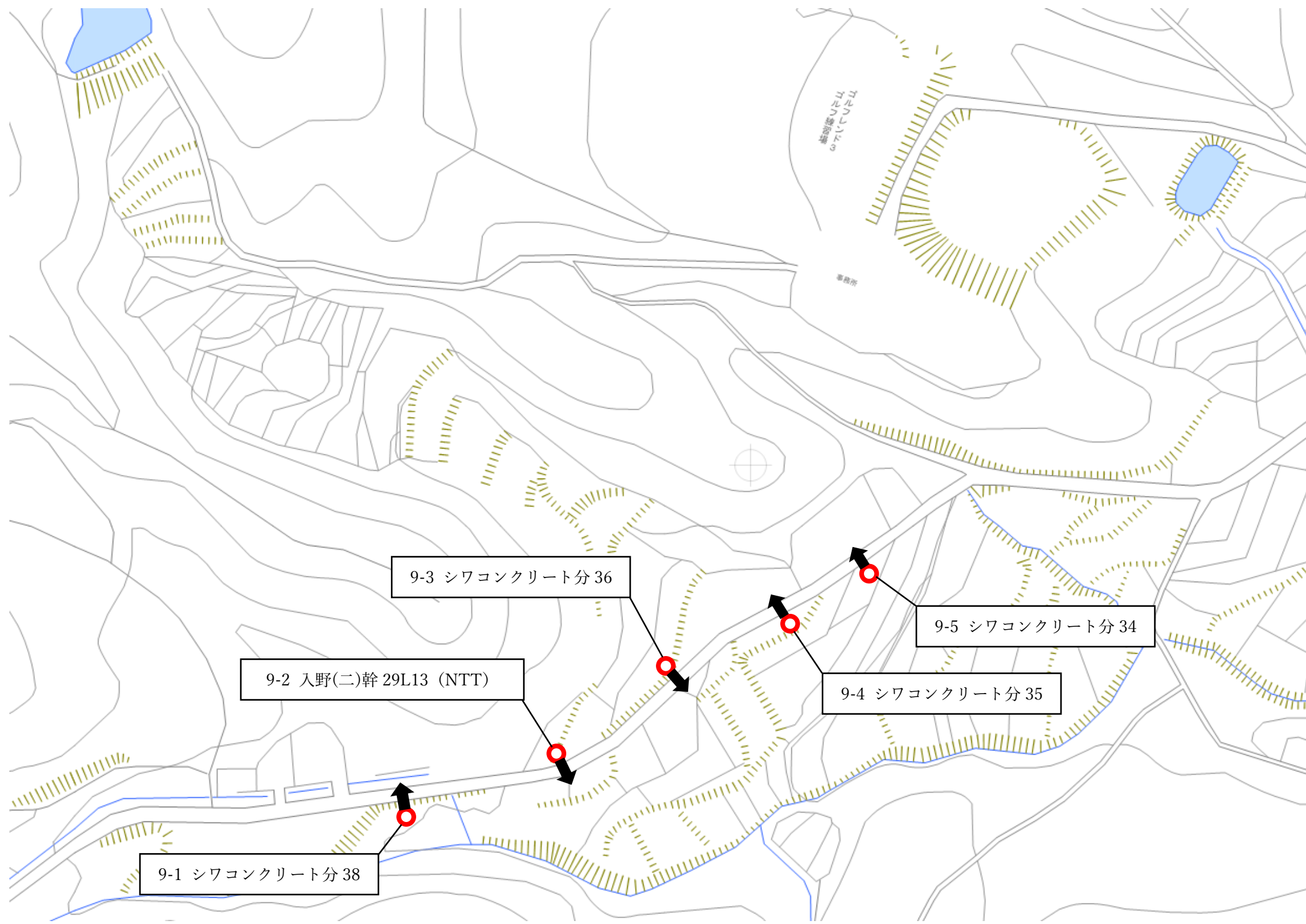
ケヤキ公園











高屋町 高屋東

10-2 専用柱

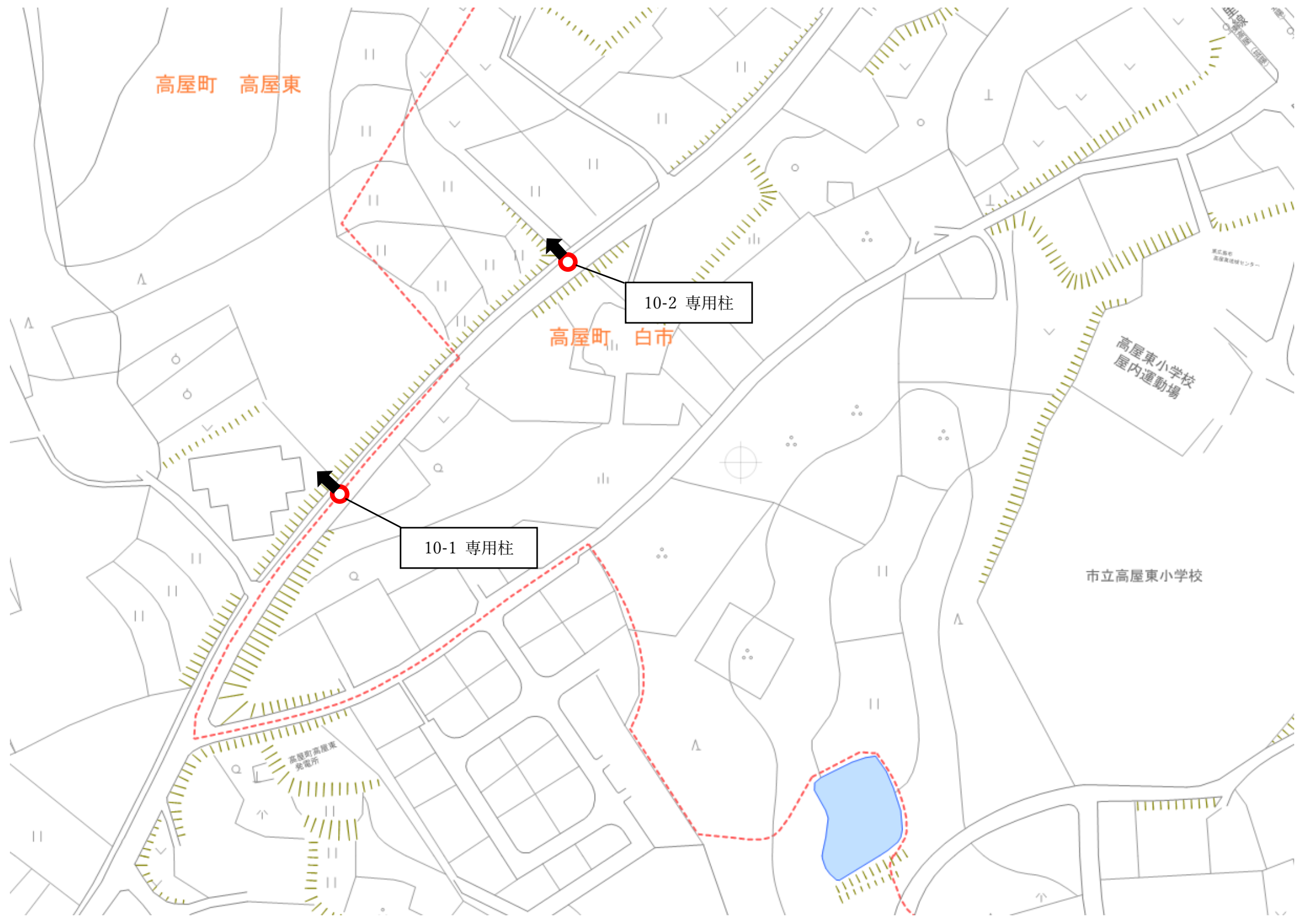
高屋町 白市

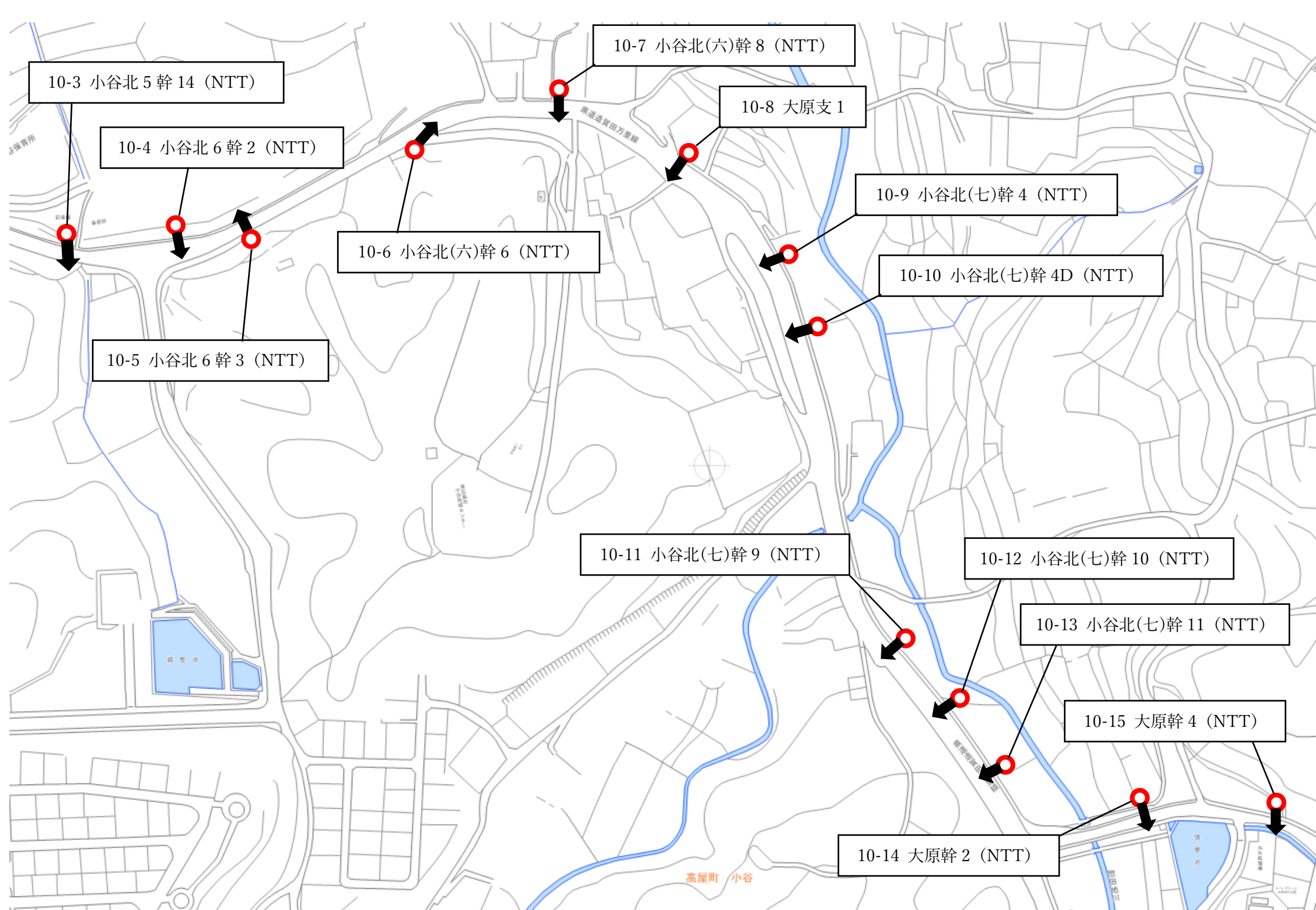
10-1 専用柱

高屋東小学校
屋内運動場

市立高屋東小学校

高屋町高屋東
発電所







河内町 宇山

12-3 中継柱

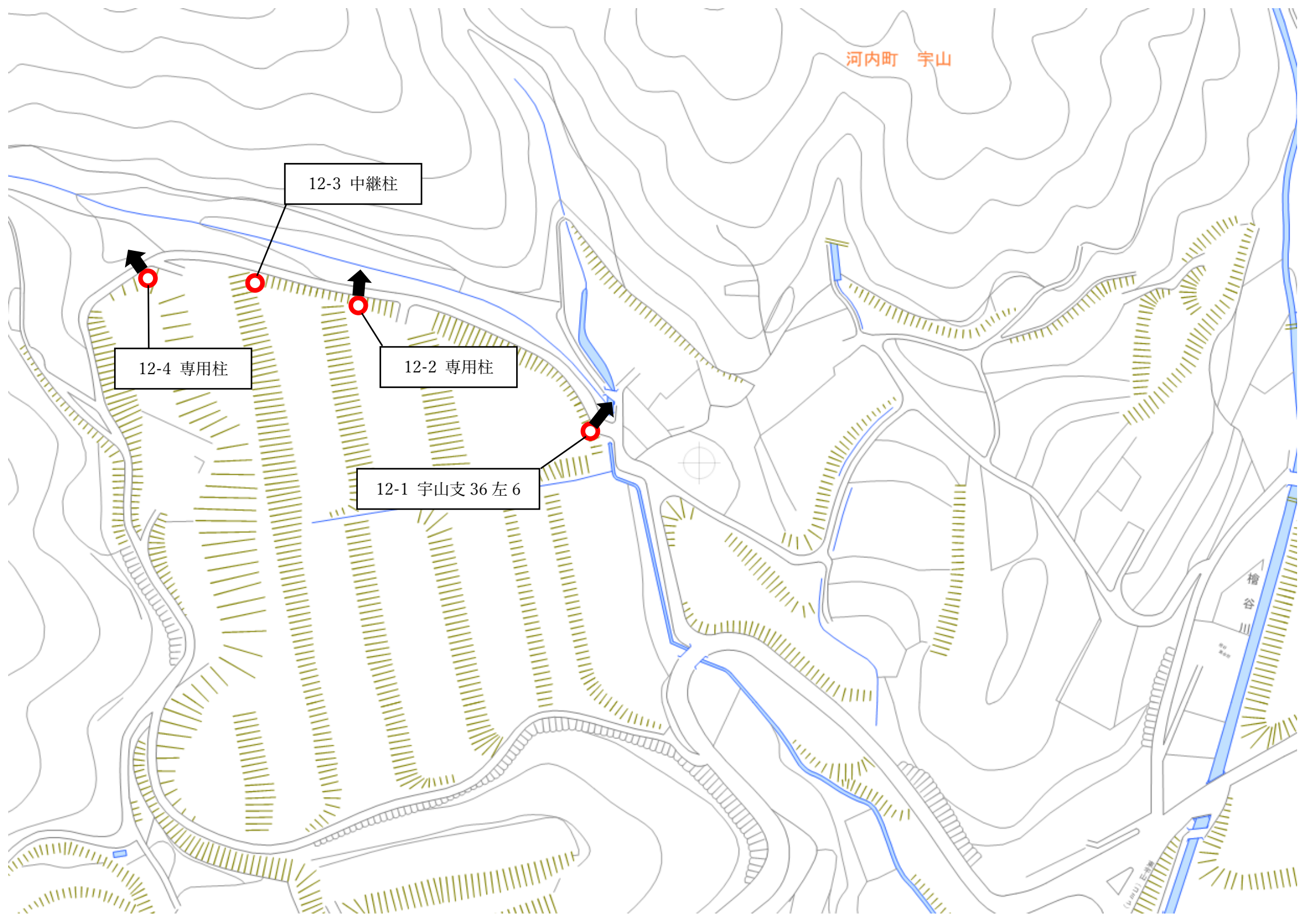
12-4 専用柱

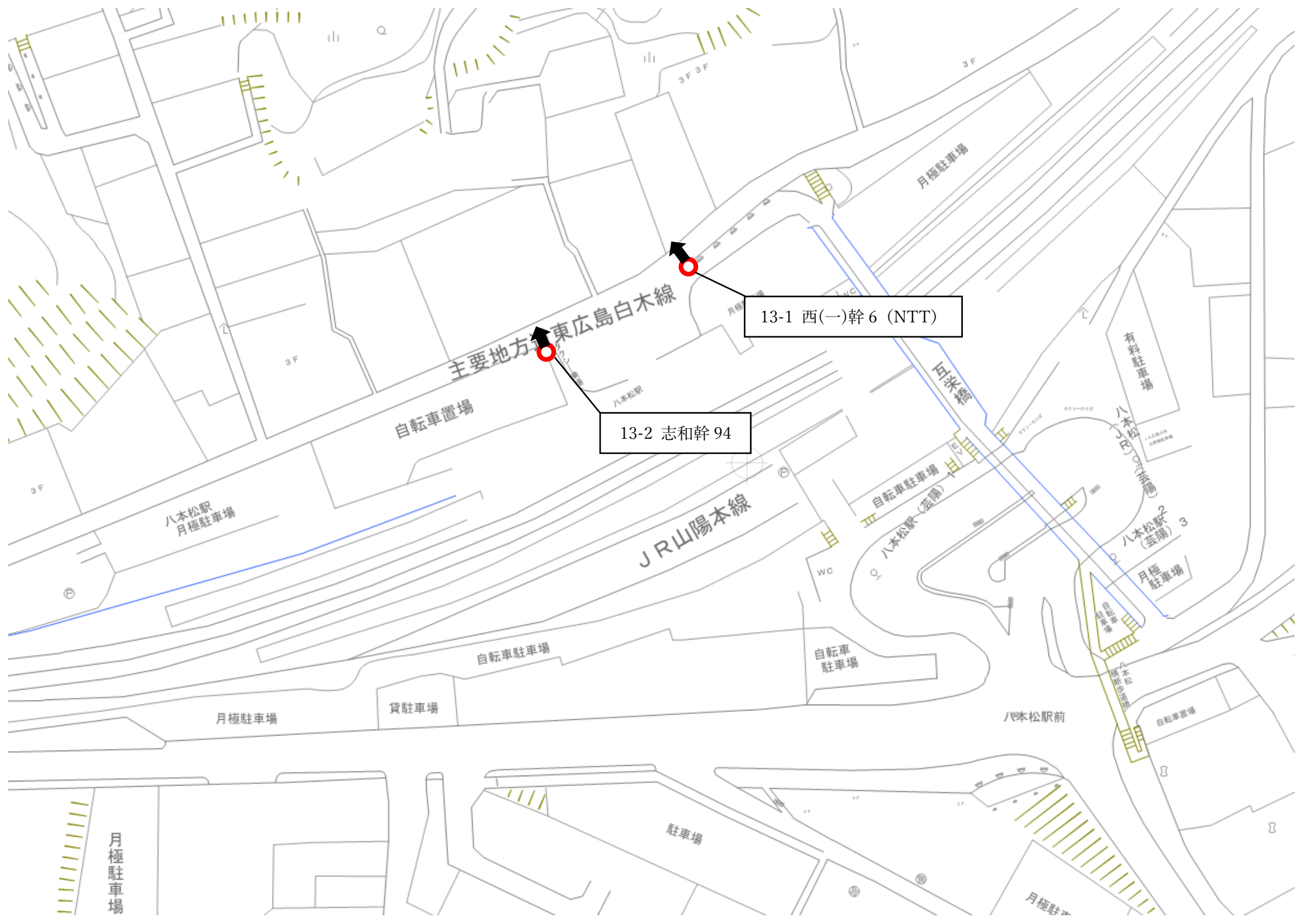
12-2 専用柱

12-1 宇山支 36 左 6

檜谷川

(1:1000) 地形図

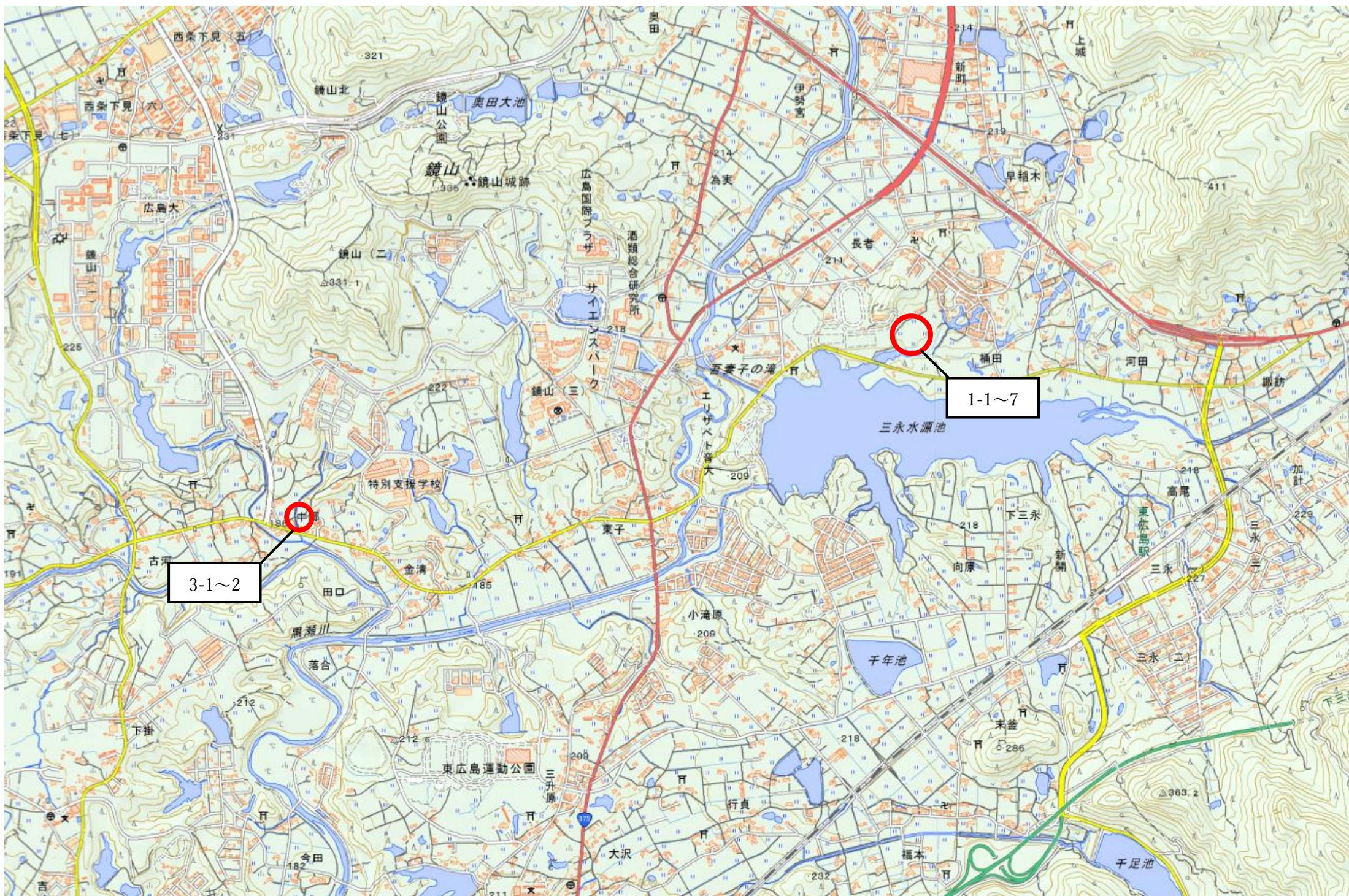




13-1 西(一)幹6 (NTT)

13-2 志和幹94

令和8年度 通学路整備事業 防犯灯設置工事 広域図



竹原市

山陽新幹線

上田万里

2-1~2

上仁賀

仁賀峠

上三永

岩崎

溝下

三永川

吉光

池田

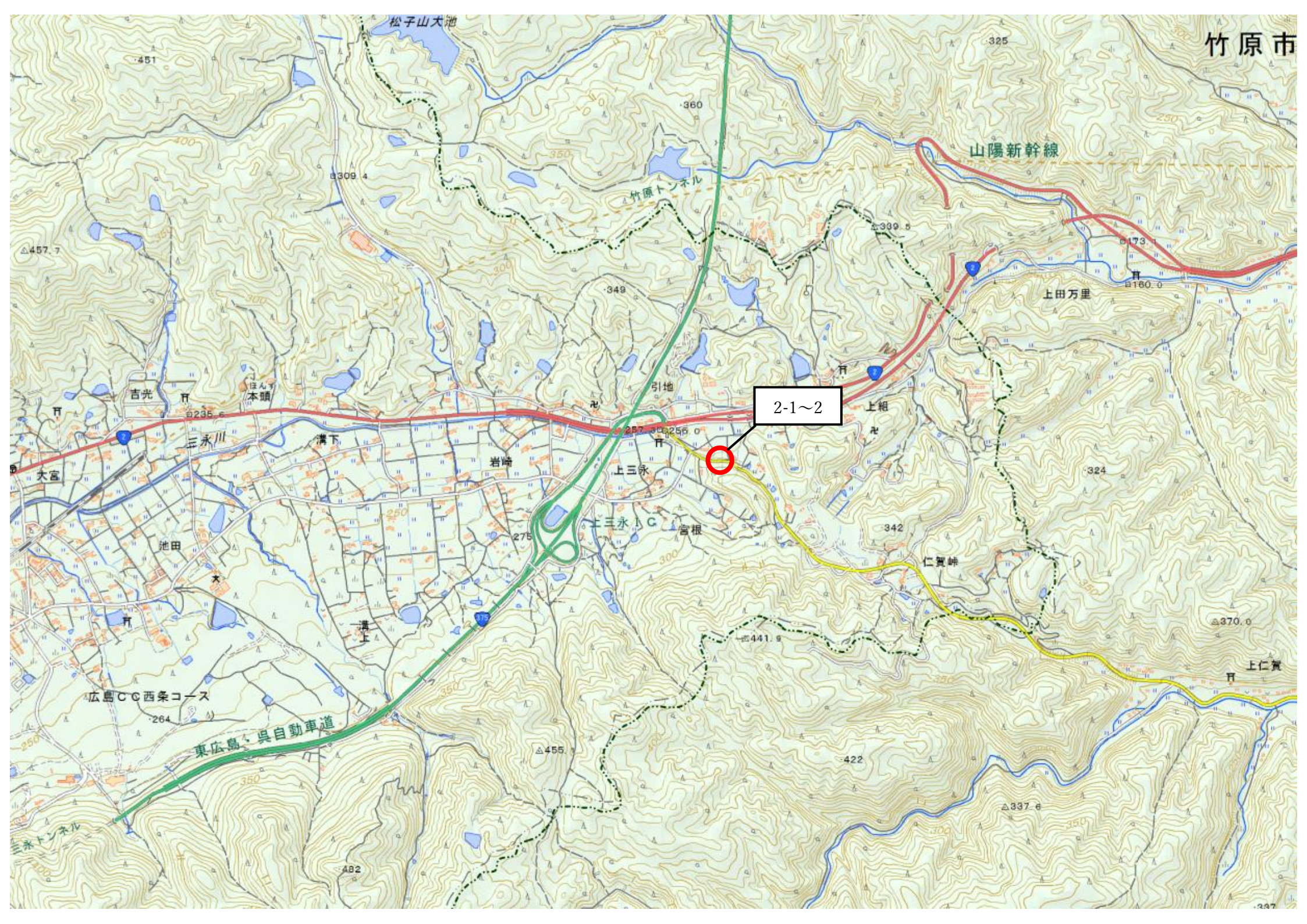
広島Cで西条コース

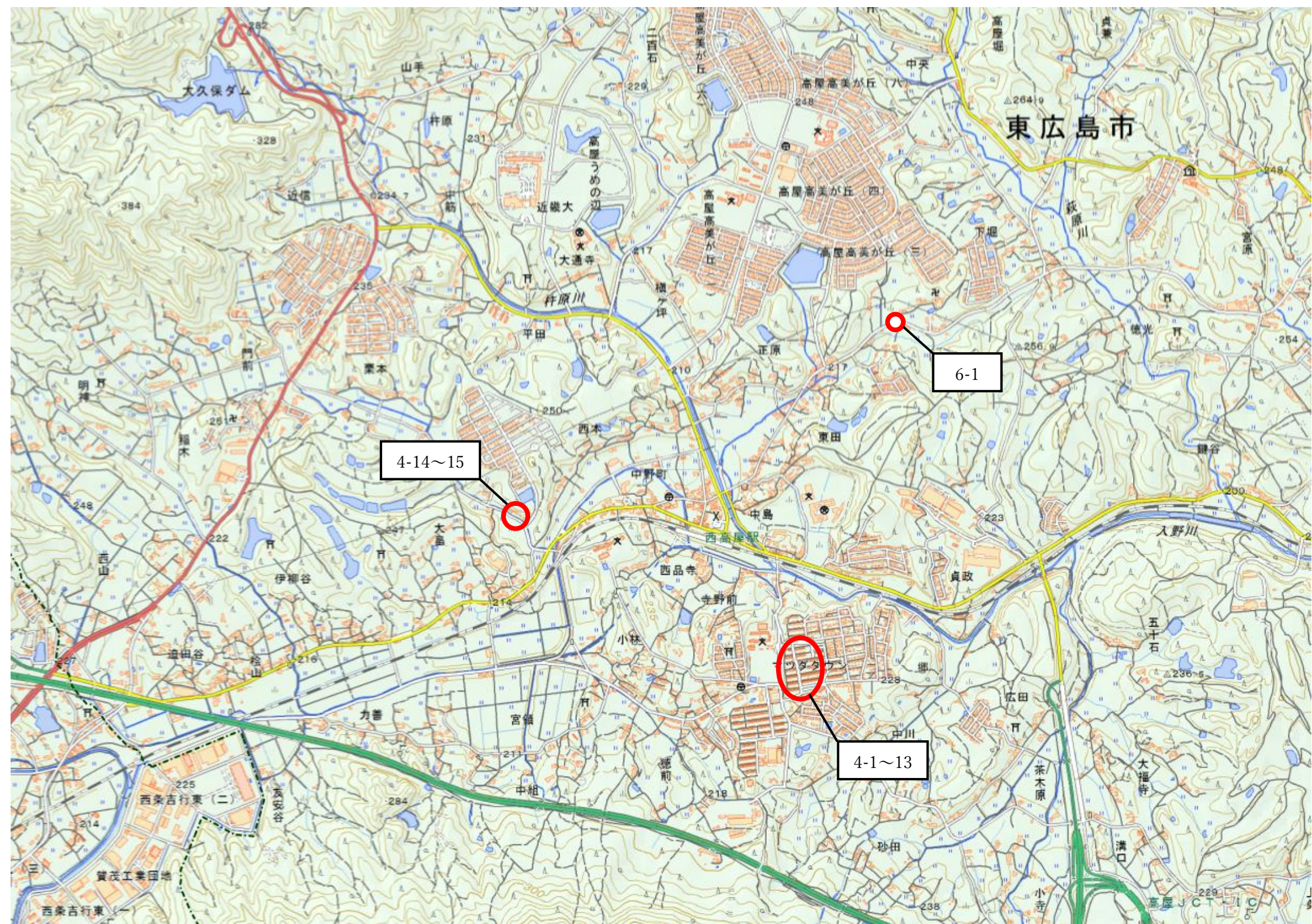
東広島・呉自動車道

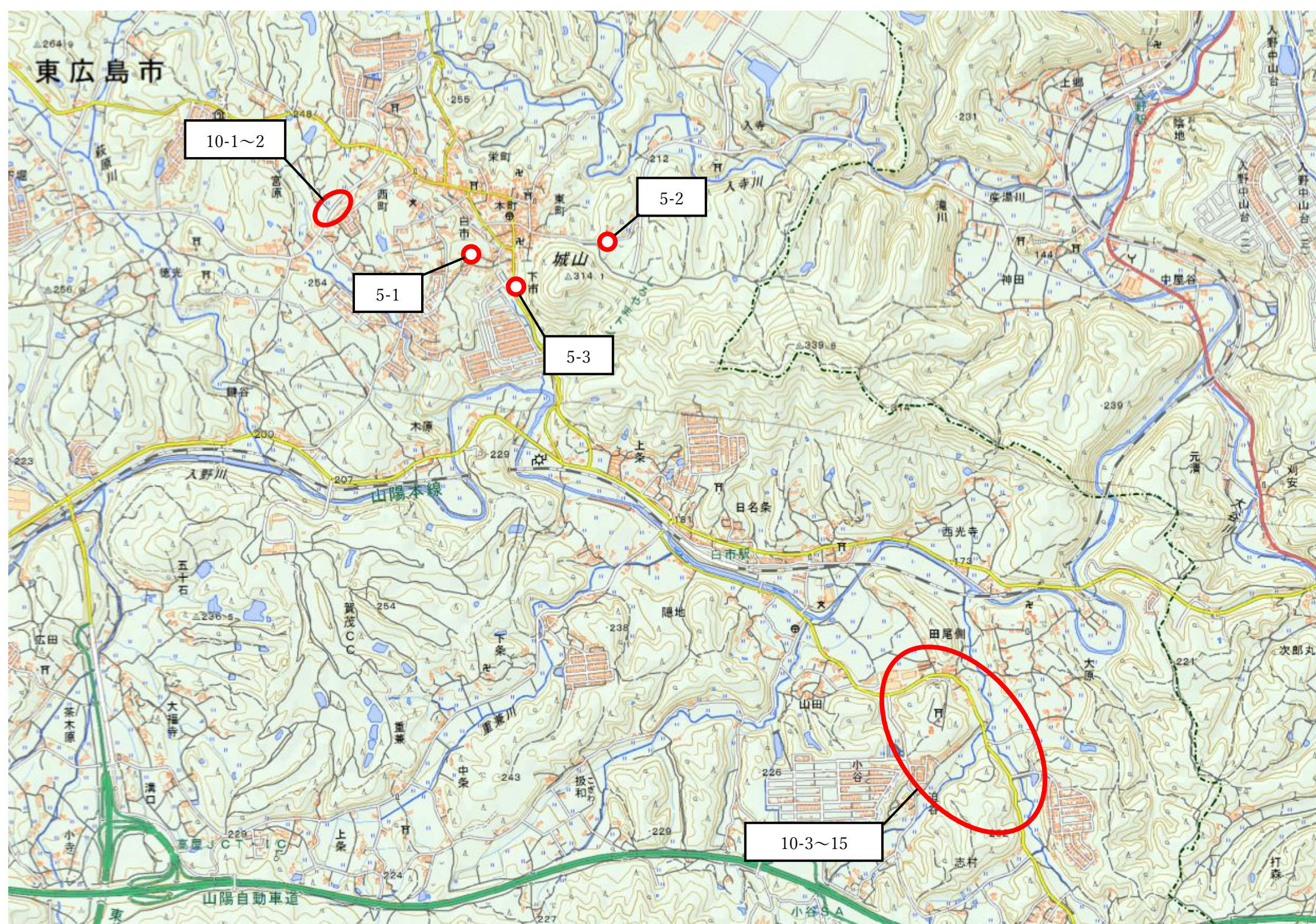
竹原トンネル

松子山大池

三永トンネル



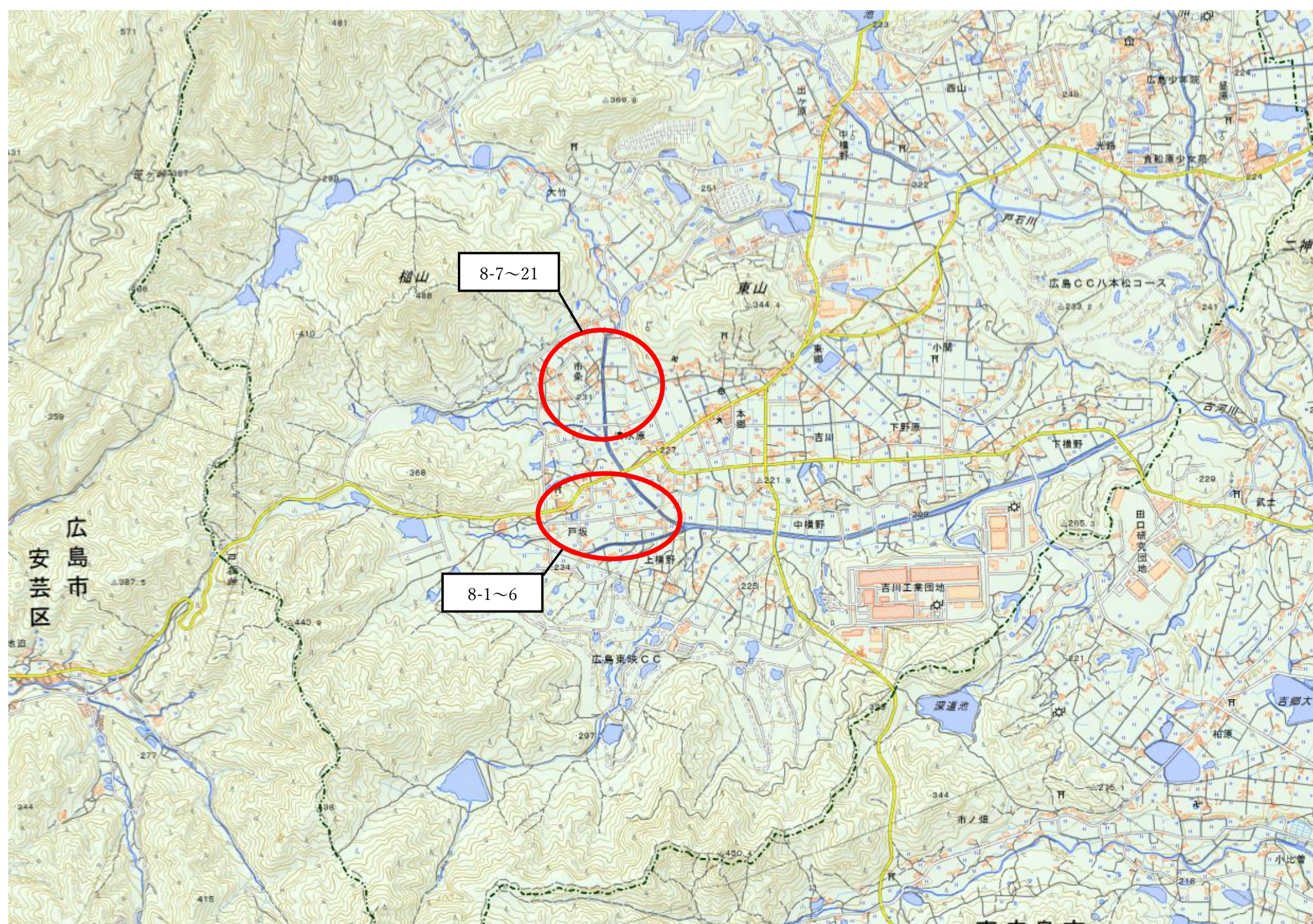


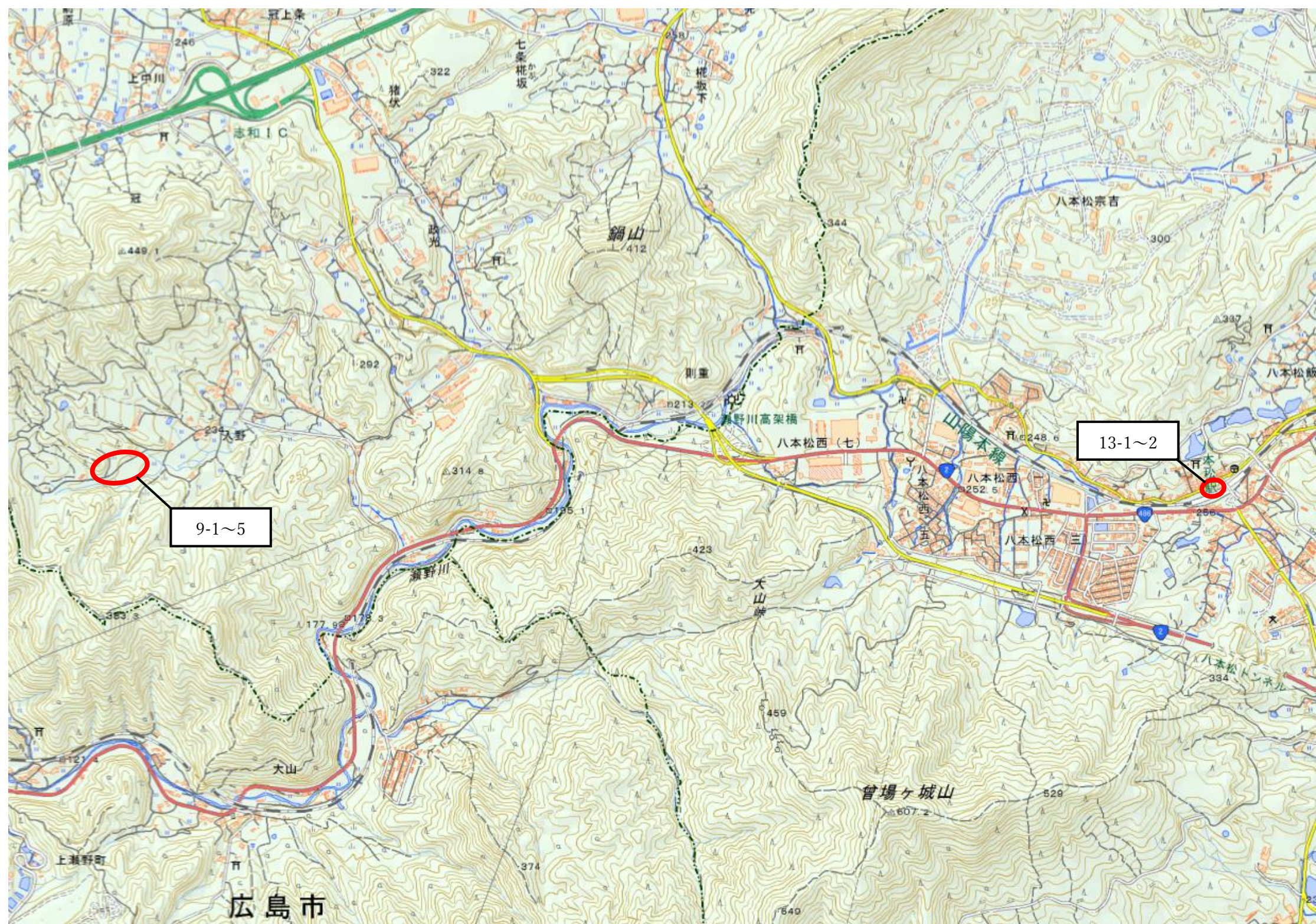


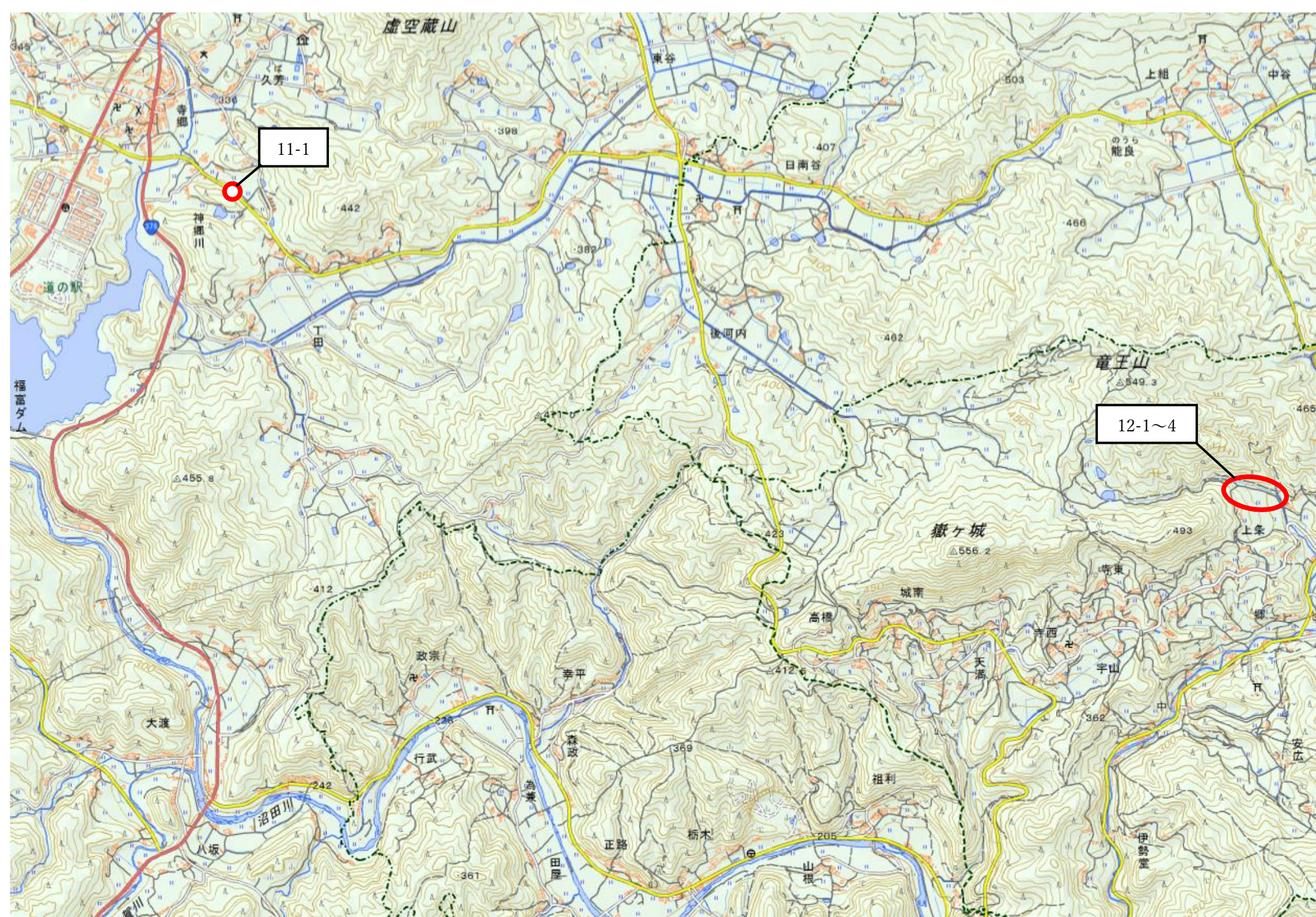
東広島市

安芸津町

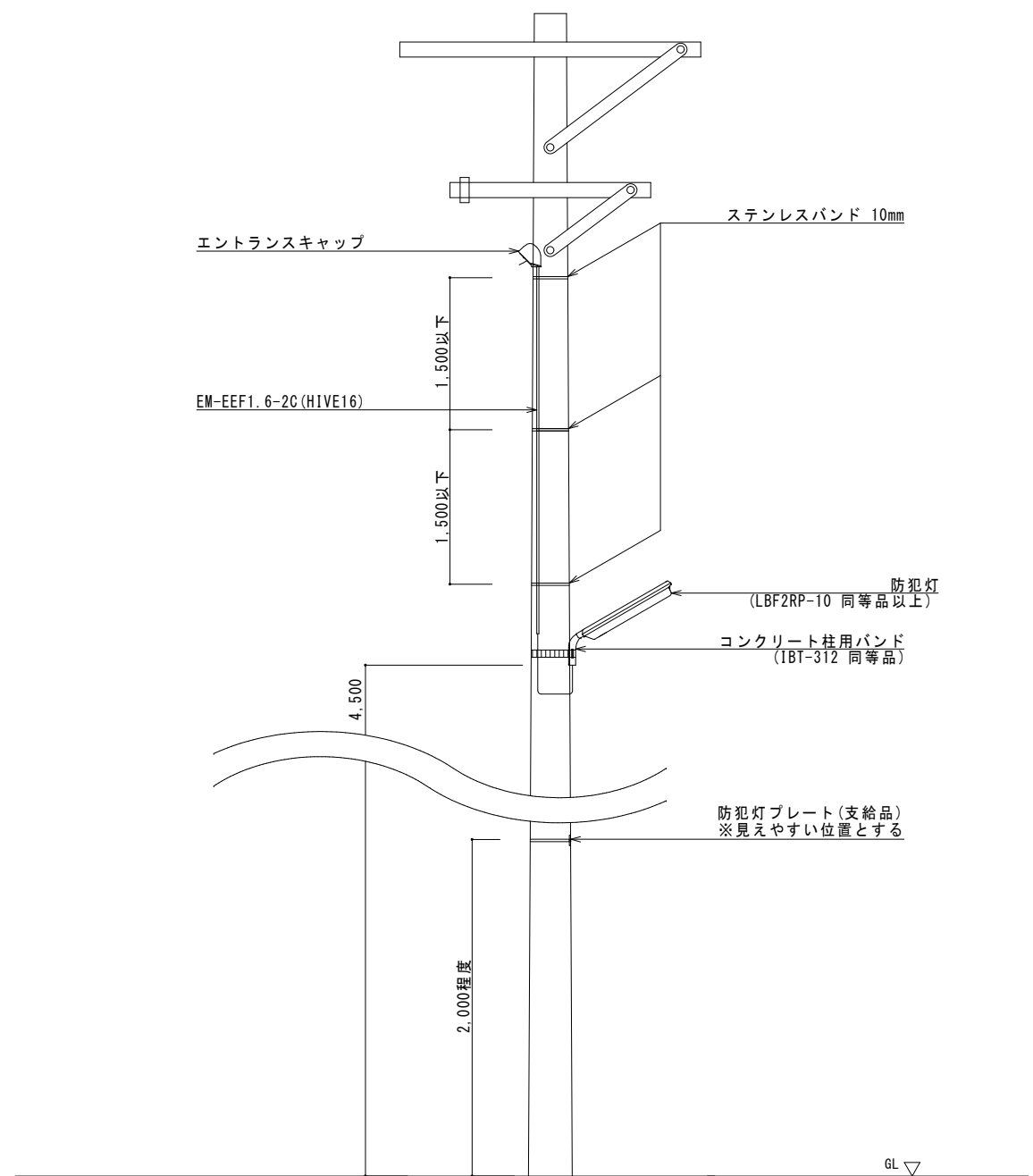






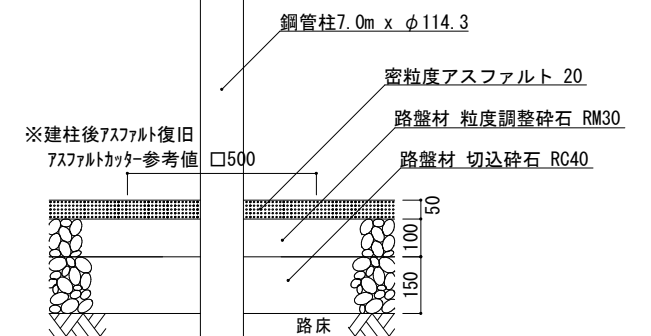
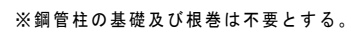


防犯灯 既設柱取付 S=1:20



東 広 島 市	MEMO	課 長	課長補佐	係 長	係 員	設計者	工 事 名 称	令和 8 年度 通学路整備事業 通学路防犯灯設置工事	SCALE	DATE	図面番号
	A1 100%					東 広 島 市			1/20		1
	A2 70% A3 50%						図 面 名 称	防犯灯設置 断面詳細図 (既設柱)			

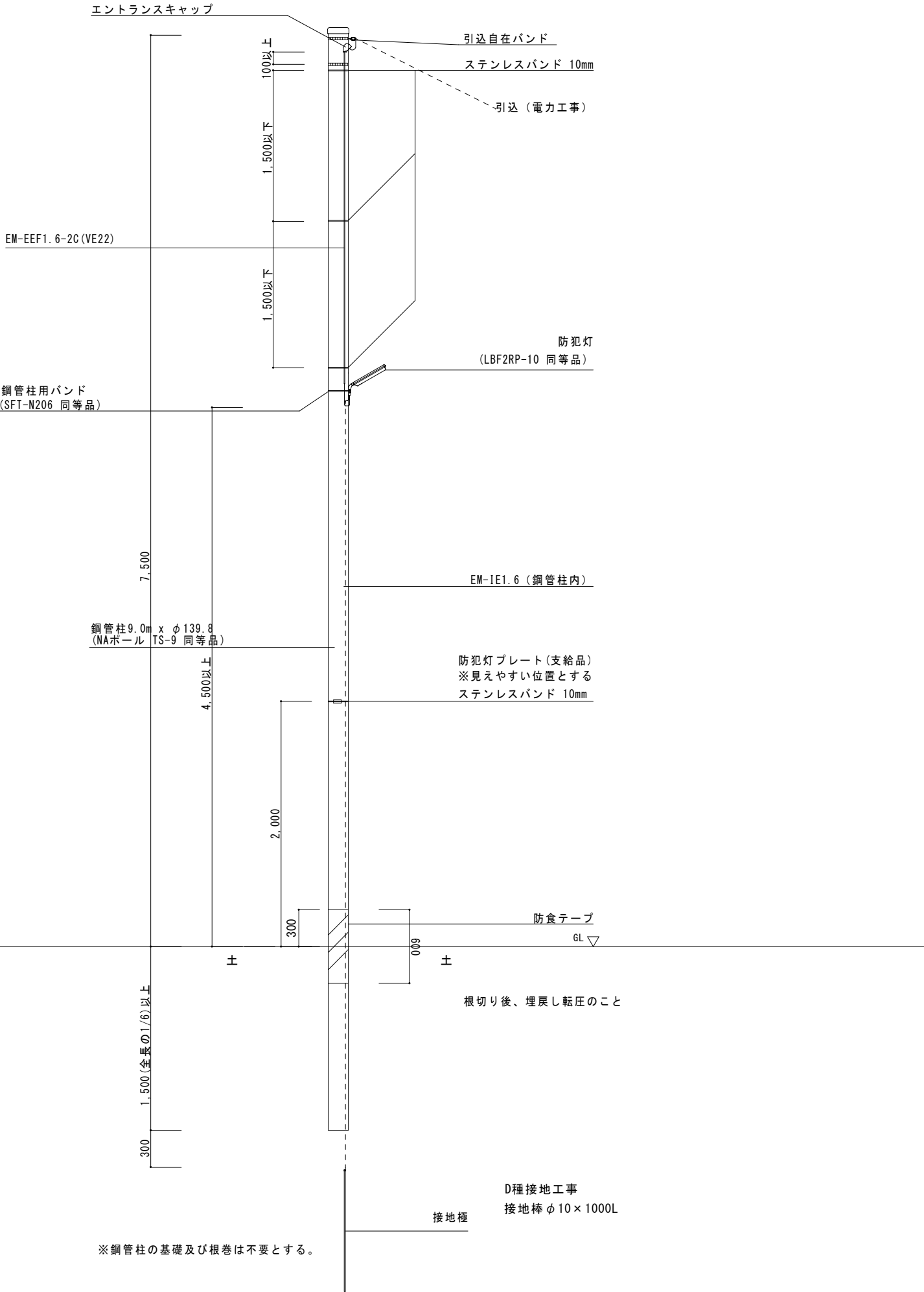
(灯番号：5-3、8-6、11-1 専用柱)



東 広 島 市	MEMO A1 100%	課 長	課長補佐	係 長	係 員	設計者 東 広 島 市	工 事 名 称	令和8年度 通学路整備事業 通学路防犯灯設置工事	SCALE 1/20	DATE	図面番号 2
	図 面 名 称						防犯灯設置 断面詳細図（鋼管柱7m）				
	A2 70% A3 50%										

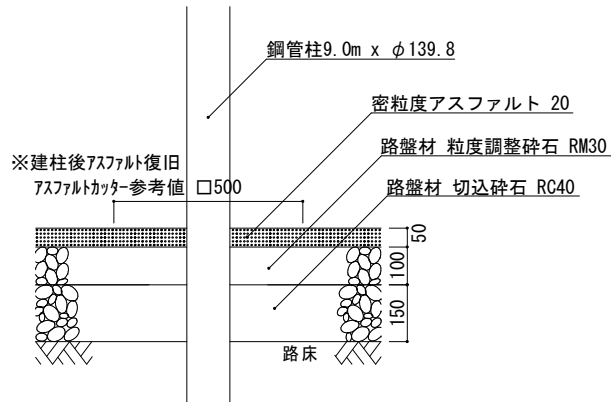
防犯灯 新設柱（鋼管柱9m）取付 S=1:20

（灯番号：2-1、2-2、10-1、10-2、12-1 専用柱）



アスファルト舗装断面図 S=1/10

（灯番号：2-1、2-2、10-1、10-2 専用柱）



東 広 島 市

MEMO

A1 100%
A2 70%
A3 50%

課 長

課長補佐

係 長

係

員

設計者

東 広 島 市

工 事 名 称

令和8年度 通学路整備事業
通学路防犯灯設置工事

図 面 名 称

防犯灯設置 断面詳細図（鋼管柱9m）

SCALE

1/20

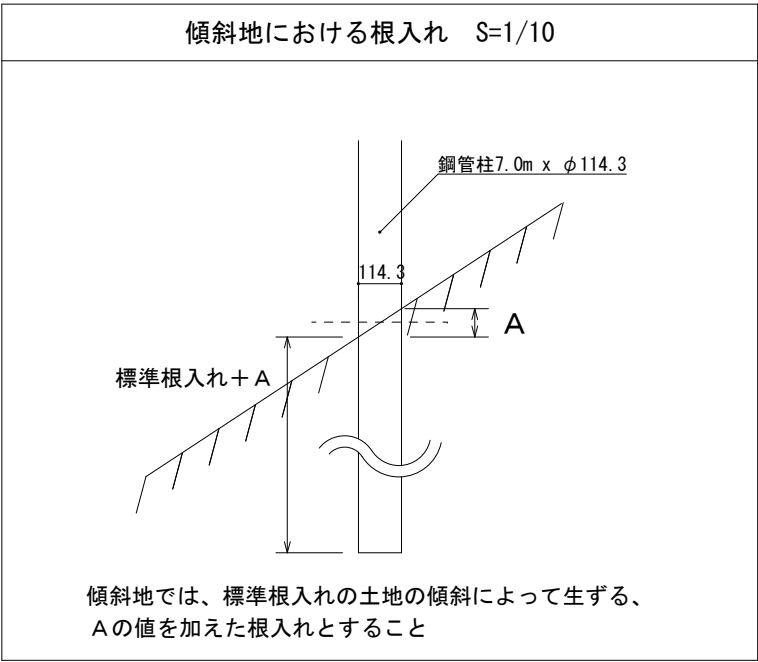
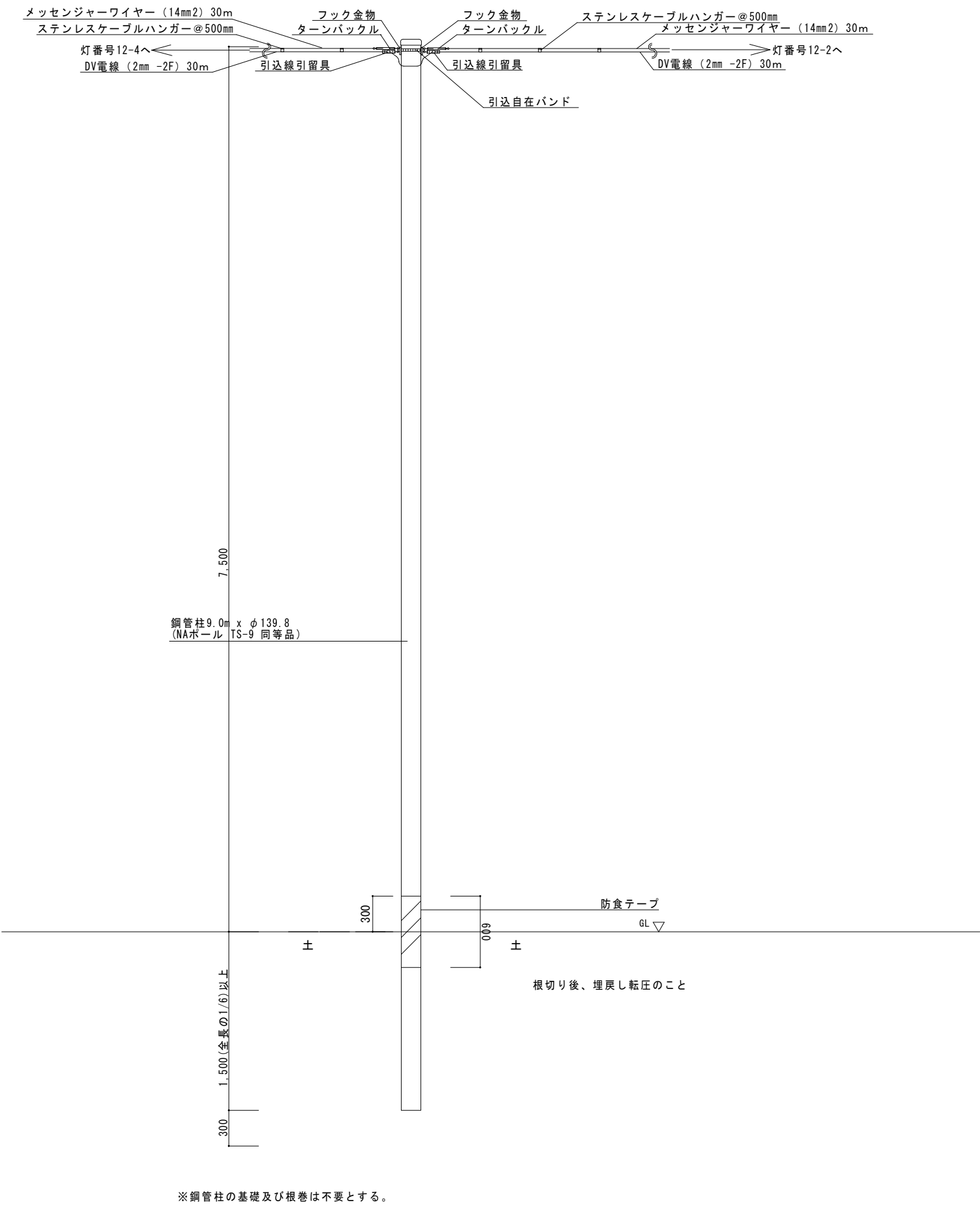
DATE

図面番号

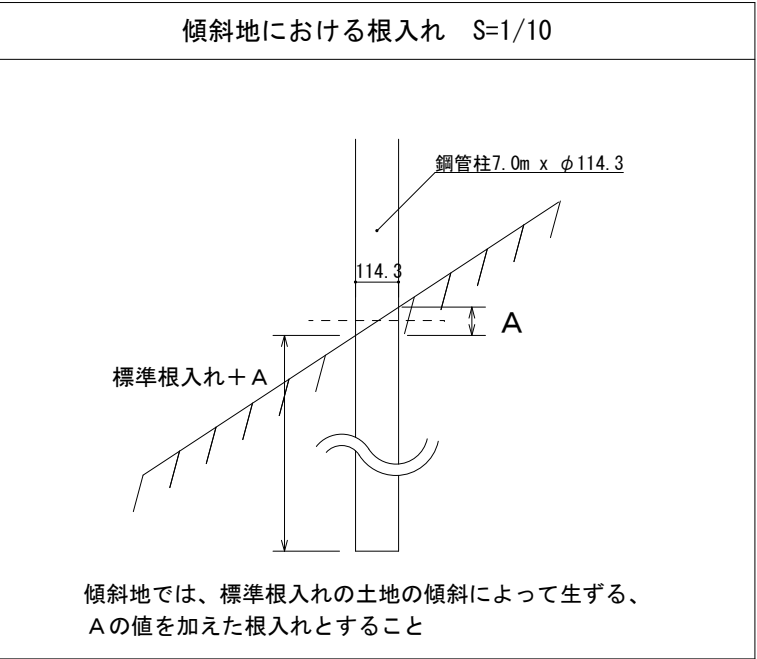
3

防犯灯 新設柱（鋼管柱9m）取付 S=1:20

（灯番号：12-3 中継柱）



東 広 島 市	MEMO	課 長	課長補佐	係 長	係	員	設計者	工 事 名 称	令和 8 年度 通学路整備事業 通学路防犯灯設置工事	SCALE	DATE	図面番号 5
	A1 100%						東 広 島 市	図 面 名 称	防犯灯設置 断面詳細図（灯番号12-3 中継柱）	1/10 1/20		
	A2 70% A3 50%											



東 広 島 市	MEMO	課 長	課長補佐	係 長	係	員	設計者	東 広 島 市	工 事 名 称	令和8年度 通学路整備事業 通学路防犯灯設置工事	SCALE	DATE	図面番号				
	A1 100%																
	A2 70%																
	A3 50%							図 面 名 称	防犯灯設置 断面詳細図（防犯灯番号12-4 専用柱）	1/10 1/20			6				

参 考 数 量 書

工事名称：令和 8 年度 通学路整備事業
通学路防犯灯設置工事

<注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 この参考数量書の内容に疑義のある場合は、設計図書に対する質疑書とは別に、別添様式の「**数量に関する参考質問応答書**」を提出すること。なお、提出期間、閲覧期間及び提出・閲覧方法は、入札公告の質問書提出期間、回答書閲覧期間に掲げる期間及び提出・閲覧方法とする。

数量に関する参考質問応答書

番号	質 問 事 項	回 答
工事名称	令和 8 年度 通学路整備事業 通学路防犯灯設置工事	
見積者名	印	
東広島市 都市交通部 営繕課		

工事名称 令和 8 年度 通学路整備事業
通学路防犯灯設置工事
工事場所 東広島市河内町宇山ほか

《単価適用年月日》
・宮繕工事市場単価 令和8年夏号
・宮繕工事複合単価 令和8年8月労務
・刊行物
建設物価 2026-8月号
積算資料 2026-8月号
建築コスト情報 2026-7月号（夏号）
建築施工単価 2026-7月号（夏号）
・公共工事設計労務単価
・広島県 令和7年度～8年度 建設発生土処分先一覧表（令和8年3月）
・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表（令和8年8月改定）
【コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊】（令和8年7月一部改定）
・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表
【建設発生木材】（令和8年1月一部改定）

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事		1		式				
	計							
共通費								
共通仮設費		1		式				
現場管理費		1		式				
一般管理費等		1		式				
	計							
工事価格		1		式				
消費税等相当額		1		式			消費税率 10 %	
工事費		1		式				

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
防犯灯	1	式		
計				

防犯灯					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
防犯灯設置工事	防犯灯設備	1	式		
計					
発生材処理	発生材処理	1	式		
計					

直 接 工 事 費 細目別内訳

6

防犯灯		防犯灯設置工事		防犯灯設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
LED灯		1	式			別紙 00-0001
電線管		1	式			別紙 00-0002
600V [※] リエリソ絶縁 耐燃性 [※] リエリソス ケーブル平形 EM-EEF	1.6mm- 2C 管内	241.5	m			
接地工事	D種 鋼管柱内電線(EM-IE)共	9	か所			
支持物		1	式			別紙 00-0003
支線	22mm ^φ	1	か所			
高所作業車		5	台			
アース [※] が運転	トラック式アース [※] が 吊能力2.0t	5	台			
土工事		1	式			別紙 00-0004
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

7

防犯灯		発生材処理		発生材処理		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0005
発生材処分費		1	式			別紙 00-0006
計						

直 接 工 事 費 別紙明細

8

防犯灯		防犯灯設置工事		防犯灯設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
LED灯		1	式			別紙 00-0001
LED防犯灯	LBF2RP-10同等品 コンクリート柱用バンド付（既設柱用） ステンレスバンド（3個/箇所）共	73	個			
LED防犯灯	LBF2RP-10同等品 銅管柱用バンド付（新設柱7m用） ステンレスバンド（2個/箇所）共	3	個			
LED防犯灯	LBF2RP-10同等品 銅管柱用バンド付（新設柱9m用） ステンレスバンド（3個/箇所）共	6	個			
計						
電線管		1	式			別紙 00-0002
耐衝撃性 硬質ビニル管(HIVE)	露出配管 16mm イントランスキャップ含む	200.5	m			
DV電線	2mm -2F 引込線引留具共	1	式			
メッシュワイヤー	14mm2 フック金物、ステンレスポールハンガー、 ターンバックル共	1	式			
計						

直 接 工 事 費 別紙明細

9

防犯灯		防犯灯設置工事		防犯灯設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
支持物		1	式			別紙 00-0003
銅管柱	SH-7(同等品) 防食テープ巻共 引込自在バンド共	3	本			
銅管柱	TS-9(同等品) 防食テープ巻共 引込自在バンド共	7	本			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0004
カッター入れ	アスファルト面 厚さ50mm 撤去共	10	m			
アスファルト舗装	A-5-25 密粒 クラッシュラン 特に狭い場所 入力	1.25	m ²			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	1.9	m3			
計						

防犯灯		発生材処理		発生材処理		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0005
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホウ0.45m3 無筋コンクリート類 DID区間無し 1.0km以下	0.1	m3			
建設発生土運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホウ0.45m3 土砂 DID区間無し 10.0km以下	0.2	m3			
計						
発生材処分費		1	式			別紙 00-0006
発生材処分費	アスファルト	0.1	t			
発生材処分費	発生土	0.2	m3			
計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
交通誘導警備員		10	人日			
情報共有システム 利用料		1	式			
計						